

(5) 公共調達以外における独自の取組事例

		1	
都道府県名		北海道	
担当部課名		環境生活部道民生活課	
連絡先		011-231-4111(内線24-174)	
1	導入時期	平成21年8月	平成17年4月
2	項目	北海道あったかファミリー応援企業登録制度	北海道両立支援推進企業表彰
3	概要	<p>○趣旨：男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を登録し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組を推進する。</p> <p>○登録要件：次の要件を全て満たす企業を登録する</p> <p>①次世代育成支援対策推進法第122条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省都道府県労働局に届出して同計画を実践していること</p> <p>②育児・介護休業に定める各休業制度等と同程度以上の規定があること</p> <p>③一般事業主行動計画に定めた取組目標や内容など、両立支援に向けた企業の取組を明らかにし、道のホームページ等で公表することに同意すること</p> <p>○支援措置</p> <p>①北海道のホームページ等によるPR</p> <p>②北海道あったかファミリー応援企業シンボルマークの使用</p> <p>③北海道の中小企業制度融資の利用</p> <p>④商工組合中央金庫と連携した提携ローンの利用等</p>	<p>○趣旨 労働者の仕事と家庭の両立を促進するため、育児休業制度等の取組を積極的に推進している企業を表彰する。</p> <p>○表彰の対象 道内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する労働者が300人以下の企業のうち、次のような取組を行っていると思われる企業</p> <p>・育児・介護休業法に定める各休業制度等と同程度以上の規定を有し、かつ、規定に基づく休業制度等の利用者がいること</p> <p>・次世代育成支援対策推進法に規定される一般事業主行動計画を策定・届出した企業で、その行動計画に企業独自の制度を導入しているなど、両立支援に積極的に取り組んでいること</p> <p>・その他、労働者の仕事と家庭の両立の促進に積極的に取り組んでいること</p>
4	申請等に必要書類	<p>・厚生労働省都道府県労働局に届出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し(受付印があるもの)及び策定した一般事業主行動計画の写し</p> <p>・育児・介護休業規程に関する就業規則等(抜すい)の写し</p>	<p>・育児・介護休業制度の規程の写し</p> <p>・一般事業主行動計画策定・変更届の表裏の写し(北海道労働局の受付印のあるもの)</p> <p>・一般事業主行動計画を独自に策定している場合はその計画書の写し</p> <p>・その他、仕事と家庭の両立支援に対する独自の取組がある場合は、その内容がわかるもの</p>
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	登録企業数：132件	平成17年度～23年度までの表彰企業数：24社
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/attaka.htm	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/hvousvou.htm

		1	
都道府県名		北海道	
担当部課名		環境生活部道民生活課	
連絡先		011-231-4111(内線24-174)	
1	導入時期	平成17年4月	平成16年4月
2	項目	両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業	北海道男女平等参画チャレンジ賞
3	概要	<p>○趣旨 仕事と家庭が両立できる就業環境を整備するため、「両立支援促進アドバイザー」を派遣し、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す法人等の取組を支援する。</p> <p>○派遣の対象となる事業所 仕事と家庭が両立できる職場環境を整備することにより、誰もが働きやすい職場づくりを目指す、常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又はその団体</p> <p>○アドバイザーの業務 社会保険労務士がアドバイザーとして、労働者の両立支援に関連する各種相談に対し、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスする。 (相談例)就業規則、育児・介護休業制度等の整備・改正に対する指導及び助言、出産・育児後等の女性の再就業制度の整備に対する指導及び助言等</p>	<p>○趣旨 職場、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、女性や男性がそれぞれの個性と能力を生かしてチャレンジし、活躍している個人、団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援している団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって、男女平等参画社会実現への機運を高める。</p> <p>○賞の種類 ①輝く女性のチャレンジ賞 ②輝く男性のチャレンジ賞 ③輝く北のチャレンジ賞 ④輝く北のチャレンジ支援賞</p>
4	申請等に必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 候補者の実績に関する新聞記事、団体等の会報やホームページに掲載された記事等 団体等の構成員名簿
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	平成21年度～23年度までの派遣企業数:36社(延べ派遣回数68回)	平成16年度～23年度までの表彰件数:個人13件、団体8件
7	今後の課題		応募者数が減ってきているため、チャレンジ賞の積極的な周知等による応募者の掘り起こしが必要と考えている。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/ryouritu/adobaizer.htm	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/johomepage/challengeprize/challe_top.htm

		2	
都道府県名		青森県	
担当部課名		環境生活部青少年・男女共同参画課	
連絡先		017-734-9228	
1	導入時期	平成23年9月	平成19年4月
2	項目	「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」登録制度	青森県いきいき男女共同参画社会づくり表彰
3	概要	<p>○趣旨 男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう、職場環境を整える企業等を「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、その取組を支援するもの。</p> <p>○登録要件 「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」の認定基準にある3つの基準のうち、2つ以上を満たすことが必要。</p> <p>■基準1 育児・介護休業法に定める各休業制度を超える制度が1つ以上あること。</p> <p>■基準2 申請日前1年以内に、次の①、②どちらか又は両方該当すること。 ①男性労働者のうち、育児休業をした者が1人以上いること。または、子の看護休暇の取得や所定労働時間の短縮措置を利用した者が1人以上いること。 ②出産した女性労働者の数に対する育児休業をした女性労働者の数の割合が70%以上であること。</p> <p>■基準3 育児休業や介護休業など基準1にある制度以外に、仕事と家庭生活などが両立できるような職場環境づくりのための制度が1つ以上あること。</p> <p>○支援措置 ①登録証、ステッカーを事務所や店舗に掲示し、PRに活用可能。 ②認定マークを名刺、広告、求人広告に活用可能。 ③県のホームページを通じて、「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」として積極的にPR。</p>	<p>○趣旨 男女共同参画社会の実現に向けて、顕著な功績のあった個人及び団体を表彰し、その功績を称えるとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の理解と関心を高め、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とするもの。</p> <p>○賞の種類 ■功労賞 男女共同参画社会の実現に向けて活動を積み重ねてきた個人。 ■奨励賞「女性のチャレンジ部門」 起業、NPO、地域活動などにチャレンジし、活躍する女性、団体。 ■奨励賞「企業の職場づくり部門」 男女がともに働きやすい職場づくりに取り組む事業所。</p>
4	申請等に必要書類	<p>■基準1及び3 就業規則、労使協定等の写し</p> <p>■基準2 育児休業等を取得した者の氏名、性別、育児休業等の期間、育児休業等取得時の子の年齢、申請日前1年以内における女性労働者であって出産した者の数を記載した書類(様式任意)</p>	<p>■功労賞 功労賞候補者推薦書(様式1)、功労賞候補者推薦調書(様式2)</p> <p>■奨励賞「女性のチャレンジ部門」 ・推薦の場合:奨励賞(女性のチャレンジ部門)候補者推薦書(様式2)、奨励賞(女性のチャレンジ部門)申請調書(様式3) ・自薦の場合:奨励賞申請書(様式1)、奨励賞(女性のチャレンジ部門)申請調書(様式3)</p> <p>■奨励賞「企業の職場づくり部門」 奨励賞申請書(様式1)、奨励賞(企業の職場づくり部門)申請調書(様式4)、奨励賞(企業の職場づくり部門)調査票(様式5)</p>
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>多くの県内企業等の取組が進むよう、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の認定基準を下回る基準としている。 また、登録基準については、県だけでなく、経営者団体や労働団体、学識経験者等の意見を聞いて検討を行った。</p>	
6	取組の実績・効果	登録企業数:9社(平成23年度末現在)	<p>平成19～23年度までの表彰件数 ・功労賞:個人3件 ・奨励賞「女性のチャレンジ部門」:個人5件、団体8件 ・奨励賞「企業の職場づくり部門」:企業11件</p>
7	今後の課題	制度の周知及び登録企業数の増加。	積極的な周知等による応募者の掘り起こし
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.aomori.lg.jp/life/danjo/worklifebalanceninte.html	http://www.pref.aomori.lg.jp/life/danjo/ikiikiyosho.html

		2	
都道府県名		青森県	
担当部課名		環境生活部青少年・男女共同参画課	
連絡先		017-734-9228	
1	導入時期	平成24年4月	平成24年4月
2	項目	カジダン・イクメン応援事業	ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業
3	概要	<p>○趣旨 男性を対象とした家事・育児・介護に関する講座やフォトコンテストを開催し、家庭における男女共同参画実現のための環境づくりを行うもの。</p> <p>○内容 ■カジダン・イクメン養成講座 男性が家庭での役割を積極的に果たすことができるよう、男性を対象に、ワーク・ライフ・バランスや家事・育児・介護について学ぶ講座を開催する。 ■「カジダン・イクメン」フォトコンテスト カジダン・イクメンを撮影した写真を募集し、優秀作品を表彰する。</p>	<p>○趣旨 企業に対してワーク・ライフ・バランスの趣旨や意義について普及啓発を行うことにより、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取組むための環境づくりを進めるもの。</p> <p>○内容 ■ワーク・ライフ・バランス講演会 ワーク・ライフ・バランスの導入には、企業経営に大きな影響力を有する企業経営者の理解促進を図っていくことが重要であることから、企業経営者、人事労務担当者を対象とする講演会を開催する。 ■ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣 講演会等により、ワーク・ライフ・バランスの意味、必要性について認識した次の段階として、実際に経営にワーク・ライフ・バランスを導入していくための具体的な手続きが必要となることから、ワーク・ライフ・バランス導入を検討する企業に対し、そのための助言を行うアドバイザーを派遣する。 ■情報誌発行 新規の登録企業、既に登録した企業におけるワーク・ライフ・バランス導入による効果・変化等に関する情報提供を県内企業に対して行うため、情報誌を発行する。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	<p>■カジダン・イクメン養成講座 県内3か所で開催。</p> <p>■カジダン・イクメンフォトコンテスト 最優秀賞1点、優秀賞2点、入選3点を表彰するほか、展示作品20点を選考。</p>	<p>■ワーク・ライフ・バランス講演会 平成24年6月30日(木)開催 ・テーマ「みなおそう働き方、楽しもう人生。～多様な働き方・人財で企業が変わる～」 ・第1部 基調講演「なぜ、ワーク・ライフ・バランスなのか? ～妻が僕を変えた日～」 講師：中央大学法学部教授 広岡 守穂 氏 ・第2部 パネルディスカッション「ライフスタイルに応じた働きやすい職場づくり」 パネリスト：中央大学法学部教授 広岡 守穂 氏 株式会社JOY代表取締役 石岡百合子 氏 医療法人社団クロス・トゥ・ユー理事 大内 広明 氏 コーディネーター：弘前大学人文学部教授 李 永俊 氏</p>
7	今後の課題	男性の家事・育児・介護への積極的な参画を引き続き推進する。	ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣については、社会保険労務士会等の関係団体と連携しながら進める。
8	その他特記事項		
9	参考URL		

	3
都道府県名	宮城県
担当部課名	環境生活部共同参画社会推進課
連絡先	022-211-2568
1 導入時期	平成21年度
2 項目	「女性のチカラは企業の力」普及推進事業
3 概要	<p>○趣旨:平成16年度に始まった「ポジティブ・アクション推進事業」を、平成21年度から「女性のチカラは企業の力」普及推進事業として実施し、企業認証制度だけではなく、企業が主体的取組を一層促進するための場や機会等を提供し、普及推進を図っている。</p> <p>○内容:</p> <p>①女性のチカラを活かす企業認証制度(平成20年7月～)</p> <p>②「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」宮城県知事表彰(H21～)認証企業のうち特に優れた取組を行っている企業を知事表彰する。</p> <p>③「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウム、地域ワークショップ</p> <p>○趣旨:女性も男性も働きやすい職場づくりやワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に取り組む企業を応援する。</p> <p>【女性のチカラを活かす企業認証制度の概要】</p> <p>○認証要件:女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援等のチェック項目が記載された「ポジティブ・アクション・シート」で自己点検し、一定基準を満たしていれば認証する。</p> <p>○支援措置</p> <p>①認証された企業は“認証マーク”を使用することが可能</p> <p>②商工中金が展開する「女性の社会進出・少子化対策支援」の対象</p> <p>③宮城県に入札参加登録されている事業者(建設工事、建設関連業務)は、登録審査の際に評価(10点)を付与</p> <p>④認証企業の中から、女性の登用や子育て支援等に特に積極的な取組を行っている企業を「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」として、宮城県知事表彰する。</p> <p>【「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」知事表彰】</p> <p>表彰企業は、宮城県中小企業融資制度において低利融資の対象となるほか、宮城県に入札参加登録されている事業者(建設工事、建設関連業務)は、登録審査の際に評価(10点/5年間有効)を付与</p>
4 申請等に必要書類	
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>・「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」表彰については、表彰事業所の実地調査、選考等子育て支援課と共同で実施している。</p> <p>・「女性のチカラは企業の力」普及推進シンポジウムの開催に当たっては、中小企業関連団体等と共催で実施している。</p>
6 取組の実績・効果	<p>ポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスについては、認知度は高いとは言えない状況にあるが、普及推進シンポジウムや地域ワークショップを、一般県民を対象として実施し、参加者アンケートにおいても高評価を得ていることから、県民への普及啓発に効果があるものと考えられる。</p> <p>○「女性のチカラを活かす企業認証制度」 認証企業数:108社(平成24年5月1日現在)</p> <p>○「いきいき男女・にこにこ子育て応援企業」表彰企業数 最優秀賞 2社 優秀賞:女性の登用部門 4社 子育て支援部門 4社</p>
7 今後の課題	<p>現在、ポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスに関する取組が進んでいるのは大企業が主であるため、地方の中小企業への普及が課題となっている。</p>
8 その他特記事項	
9 参考URL	http://www.pref.miyagi.jp/kyosha/ikiiki/H24poji.html

		4	
都道府県名		山形県	
担当部課名		子育て推進部 青少年・男女共同参画課	子育て推進部 青少年・男女共同参画課
連絡先		023-630-2727	023-630-2727
1	導入時期	平成19年4月	平成12年4月
2	項目	男女いきいき・子育て応援宣言企業登録制度	山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰
3	概要	<p>○趣旨：企業における女性の活躍や仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業、または、積極的に取り組む計画のある企業を募集し、「男女いきいき・子育て応援宣言」企業として登録して広く県民に紹介するとともに、登録企業に対して総合的な支援措置を実施する。</p> <p>○登録要件：次の(1)及び(2)の要件をすべて満たす企業</p> <p>(1)次のうち2つ以上について積極的に取り組んでいるか、または、積極的に取り組む計画があること。</p> <p>①女性の能力活用 ②仕事と家庭の両立支援 ③男女がともに働きやすい職場づくり ④県民の子育て支援</p> <p>(2)ワーク・ライフ・バランス推進員を設置すること。</p> <p>企業において、1名以上のワーク・ライフ・バランス推進員を設置するものとし、推進員は、企業内におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、従業員に対する相談・広報・企画業務等に取り組む。</p> <p>○支援措置：①奨励金の交付、②産業活性化支援資金(山形県商工業振興資金)による融資、③企業における女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進のための専門家派遣、④事業所内託児施設設置にかかる検討費用に対する助成、⑤山形県の競争入札参加資格者名簿(建設工事)における発注者別評価点の加点等(詳細はその他特記事項参照)</p>	<p>男女共同参画社会づくりに特に顕著な功績のあった個人若しくは団体並びに仕事や地域活動等様々な分野でチャレンジし活躍している個人若しくは団体を顕彰し、その功績を称えとともに、男女共同参画社会づくりに対する県民の一層の関心を高め、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。</p> <p>表彰の種類・・・①功労者表彰(活動期間概ね10年以上)②チャレンジ賞(活動期間概ね3年以上)</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>事業開始当初は、社会の気運醸成のため、ワークライフバランスの普及・啓発活動に重点をおいてきた。現在は、概念の浸透は進んでおり、「実践・拡大」の局面に差し掛かっている。そこで、今年度より、企業における取組の実践を支援するため、「男女いきいき・子育て応援宣言企業実践アドバイザー」や「専門家」を配置し、支援していくこととした。</p>	<p>平成18年度より、若手を含めた幅広い人材を対象とする「チャレンジ賞」を創設した。</p>
6	取組の実績・効果	<p>平成24年4月1日時点で、男女いきいき子育て応援宣言企業登録社数は400社となり、ワーク・ライフ・バランスの概念も浸透してきた。また、奨励金の交付件数は、111件に上っている。</p>	<p>○受賞者数 平成12年度・・・【功労者】3 平成13年度・・・【功労者】3 平成14年度・・・【功労者】3 平成15年度・・・【功労者】3 平成16年度・・・【功労者】3 平成17年度・・・【功労者】3 平成18年度・・・【功労者】2【チャレンジ賞】2 平成19年度・・・【功労者】1【チャレンジ賞】3 平成20年度・・・【功労者】1【チャレンジ賞】2 平成21年度・・・【功労者】2【チャレンジ賞】1 平成22年度・・・【功労者】2【チャレンジ賞】1 平成23年度・・・【功労者】1【チャレンジ賞】2</p>
7	今後の課題	<p>ワークライフバランスを既に導入した企業において、今後、現在の取組の継続に留まらず、さらに進んだ取組みをするために、県としてどのような形で支援していくかを検討している。</p>	<p>功労者表彰、チャレンジ賞とも候補者の推薦が少なくなっているほか、推薦者が固定化する傾向も見られる。</p>
8	その他特記事項	<p>○登録企業の支援措置</p> <p>(1)奨励金の交付(それぞれ1回限り) ①女性をはじめて管理職(課長など)に登用した場合：20万円 ②女性のいなかった職種・分野に女性をはじめて配置した場合：10万円 ③男性の育児休業取得者が出た場合：10万円 ④結婚・出産・育児等で退職した社員を再雇用した場合：10万円 ⑤はじめて介護休業取得者が出た場合・・・10万円</p> <p>※対象となるのは、登録された年度の前年度の4月1日以降実施した取組み</p> <p>(2)産業活性化支援資金(山形県商工業振興資金)による融資 企業において、女性の能力活用、仕事と家庭の両立支援、男女がともに働きやすい環境づくり及び県民の子育て支援推進のための取組み(登録時に取り組むとした内容)にかかる費用を、低利で融資します。</p> <p>*融資の内容(※平成24年4月1日現在) 利率：1.8% 限度額：1億5,000万円(うち運転資金5,000万円) 期間：設備資金15年(うち据置2年)、運転資金7年(うち据置2年)</p> <p>(3)企業における女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進のための専門家派遣に要する費用負担 (4)事業所内託児施設設置にかかる検討費用に対する助成：10万円以内 (5)山形県の競争入札参加資格者名簿(建設工事)における発注者別評価点の加点(2点) (6)登録企業名簿等の大学等の就職支援担当への情報提供 毎年1回、県内にある大学及び短期大学の就職支援担当に対し、企業名等記載した名簿を提供 (7)ワーク・ライフ・バランス推進員ミニのほり旗の交付(1回に限り交付) (8)ワーク・ライフ・バランス実践フェスティバルの提供 (9)各種研修会への参加等の支援 (10)やまがたイクメン応援プロジェクト育児休業取得奨励金にかかる、県の指定するワーク・ライフ・バランス等に関するセミナー受講の免除</p>	
9	参考URL	<p>http://www.pref.yamagata.jp/ou/kosodatesuishin/010003/danio/danioikiki/ikiikiseng/enkiyogobosyu.html</p>	

		4	
都道府県名		山形県	
担当部課名		子育て推進部 青少年・男女共同参画課	子育て推進部 青少年・男女共同参画課
連絡先		023-630-2694	023-630-2694
1	導入時期	平成19年4月	平成23年4月
2	項目	山形県ワーク・ライフ・バランス優良企業知事表彰	ワーク・ライフ・バランス推進トップセミナー
3	概要	<p>仕事と生活の調和がとれた社会の実現に向けて積極的に取り組み、成果が認められる企業を顕彰し、その功績を称え、県内企業の自主的な取組みをより一層促進するとともに、県民の意識啓発を推進する。</p> <p>表彰の対象・・・</p> <p>①職場の意識改革や働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業 ②仕事と生活の両立のための環境整備及び制度活用に積極的に取り組んでいる企業 ③従業員の自己実現や地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業</p>	<p>企業経営者などへ働きかけ、トップダウンによる企業内ワーク・ライフ・バランスの取組を拡大するため、県内2地域でトップセミナーを開催する。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	表彰式を「ワーク・ライフ・バランス推進トップセミナー」開催と同時に実施することにより、セミナー参加企業に対して表彰制度を広く周知し、さらなる取組みの促進を図っている。	
6	取組の実績・効果	<p>○受賞企業数</p> <p>平成21年度・・・2社 平成22年度・・・3社 平成23年度・・・2社</p>	<p>(平成23年度実績)</p> <p>・開催日：H23.10.18(火) ・テーマ：「共依存から共創へ」 ・講師：経済評論家 勝間 和代氏</p>
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL		

		4	
都道府県名		山形県	
担当部課名		商工労働観光部 雇用対策課	子育て推進部 子育て支援課
連絡先		023-630-2378	023-630-2668
1	導入時期	平成19年4月	平成23年4月
2	項目	企業の子育て取組みサポート事業	やまがたイクメン応援プロジェクト推進事業
3	概要	<p>企業における仕事と家庭(子育て環境を含む)の両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、両立支援アドバイザー(社会保険労務士)が従業員規模100人以下の企業を訪問し、一般事業主行動計画の策定及び労働局への届出、企業に対する各種助成制度等を普及啓発する。</p>	<p>子育ての不安や負担感の軽減を図り、加えて仕事と子育ての両立が進むよう、父親の子育て参加を推進するため、以下の事業を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 パパスクール(ワークショップ)の開催(H23～) 地域の活動団体や保育園において、父親の子育て参加を促進するためのワークショップを開催 2 イクメン魅力アップ事業(H24～) ・従業員向けセミナーの開催 ・「やまがたイクメン応援サイト」の開設 (主な掲載内容) ■ イベント情報、おでかけ情報の提供 ■ やまがたの頑張るパパへ ・育児休業をとるお父さんに対する支援制度の紹介 ・これから父親になる・子育て期のパパへのアドバイス ■ イクメン応援企業団体等紹介 ・地域や企業の子育て支援好事例の紹介 3 男性の育児休業取得奨励金の支給(H23～)
4	申請等に必要書類		<p>【男性の育児休業取得奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件該当証明書 ・職場復帰証明書 ・(就業規則等に育児休業の規定がある場合)就業規則等 ・(国等からの出資がある場合)貸借対照表 ・育児休業をした期間を確認できる書類
5	実施に当たって留意・工夫した点		<p>「男性の育児休業取得奨励金」制度の周知にあたっては、企業の理解も必要であることから、経済団体への働きかけや直接企業訪問による周知活動を行った。</p>
6	取組の実績・効果	平成19年度～23年度までの訪問企業数:661社	<ol style="list-style-type: none"> 1 パパスクール(ワークショップ)の開催(H23～) ・H23・24: 県内4地域、保育所で開催 2 イクメン魅力アップ事業(H24～) ・企業従業員向けセミナーの開催(5回開催予定) ・「やまがたイクメン応援サイト」の開設(9月10日開設) 3 男性の育児休業取得奨励金の支給(H23～) ・H23(15件)
7	今後の課題		<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児参加を進めていくためには、長期的な視点で気運の醸成を進めていく必要がある。 ・「男性の育児休業取得奨励金」については、周知不足の面があることから、より一層の周知に努める必要がある。加えて、企業側の理解を促すためにも、企業を巻き込んだ取組みが必要である。
8	その他特記事項		
9	参考URL		やまがたイクメン応援サイト http://ymsc-ikumen.net/

		5	
都道府県名		福島県	
担当部課名		農林水産部農業担い手課	商工労働部雇用労政課
連絡先		024-521-7340	024-521-7289
1	導入時期	平成22年3月	平成17年5月
2	項目	「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画プラン」の策定	福島県次世代育成支援企業認証制度
3	概要	<p>県で推進する「ふくしま男女共同参画プラン(H21改定)」の農林水産業・農山漁村に関する具体的基本目標であり、実施期間を平成22年度～平成26年度の5年間としている。</p> <p>【基本理念】 農林水産業に携わる男女がそれぞれを尊重し、その能力を自らの意思に基づいて発揮することができる、魅力ある農山漁村の創造</p> <p>【基本目標】 1. 農山漁村における男女共同参画の推進 2. 農山漁村における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るための環境の整備 3. 農山漁村における女性人材の育成と意思決定過程への参画促進</p>	<p>○趣旨：仕事と育児が両立できる職場環境づくりに取り組んでいる中小企業、及び少子高齢社会を見据えて、育児に加えて介護との両立や男女が共に働きやすい環境など仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりに総合的に取り組んでいる企業をそれぞれ県が認証する。</p> <p>○認証要件： 1 「子育て応援」中小企業認証 次の3つの要件をすべて満たした中小企業を認証 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、その行動計画に盛り込んだ取組みを実施していること。 ・労働者が利用しやすい両立支援制度となるよう行動計画策定時に労働者の意見聴取などを行っていること。 ・行動計画策定後、企業内で育児休業取得者又は育児のための勤務時間の短縮等の措置(短時間勤務制度、フレックスタイム制、事業所内託児施設等)の利用者が生じたこと。 2 「仕事と生活の調和」推進企業認証 「仕事と家庭の両立支援」、「パート労働者の公正な処遇」、「男女共同参画」についての取組み状況を点数化し、210ポイント以上(パート労働者がいない企業にあっては165ポイント以上)の企業を認証</p> <p>○支援措置 1 県の制度融資 ・ふくしま産業育成資金 融資限度額：運転資金・設備資金5,000万円 融資利率：年利固定2.0%以内(保証料別途) 融資期間：10年以内 2 県が行う物品調達において、入札参加者を指名する場合優先的に指名 3 県の建設工事等入札参加資格審査において点数を加算 4 県が発注する工事・測量等委託業務に導入される「総合評価方式」による入札において、認証の取得を評価項目として設定</p>
4	申請等に必要書類		一般事業主行動計画の写し、就業規則の写し及びその他参考となる資料(企業の概要が分かるパンフレットなど)
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>・関係機関・部局の担当者によるワーキンググループを設置し、プランのイメージや素案について検討を行った。また、作成した素案について女性農業者団体等への意見照会を行い、プランへ反映させた。</p> <p>・内容については農業者の方へも分かりやすいよう、文言の使い方や、文章を箇条書きにする等整理した。</p> <p>・農業以外の林業・水産業に関しての具体的な施策も盛り込み、推進機関を明記した。</p>	「子育て応援」中小企業認証は一般事業主行動計画の策定や育児休業取得実績、「仕事と生活の調和」推進企業認証は取組に応じたポイント数の合計を認証の要件とし、客観的に決定
6	取組の実績・効果	<p>上記プランに基づき、「いきいきふくしま農山漁村男女共同参画事業実施要領」を制定し、福島県農山漁村男女共同参画推進会議の実施や、家族経営協定推進セミナーを開催した。</p> <p>◎家族経営協定推進セミナー ・開催日時：平成22年9月16日(木)13:15～ ・出席人数：63名(内、農業者10名) (なお、震災によりH22年度全体実績取りまとめ及びH23年度事業については未実施。)</p>	平成24年4月26日現在 認証企業数418社 内訳：「子育て応援」中小企業認証144社 「仕事と生活の調和」推進企業認証274社
7	今後の課題	家族経営協定の推進については、農業者における認知度が未だに低く、また、「協定の締結」という煩雑な事務のイメージにより敬遠されてしまう傾向があるため、農業者に分かりやすい説明や紹介の仕方等に配慮し、より一層の推進を図る必要がある。	認証企業の80%以上が建設業と業種に偏りがある。どのような方法で他の業種にも認証企業を拡げ、ワーク・ライフ・バランスについて啓発していくかが課題。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/hukyukyoku/plan/sannaku.htm	http://www.wcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=14114

		6	
都道府県名		茨城県	
担当部課名		知事公室女性青少年課	
連絡先		029-301-2178	
1	導入時期	平成20年4月	平成13年4月
2	項目	子育て応援企業登録制度	仕事と生活の調和支援奨励金
3	概要	<p>○趣旨：「従業員の仕事と子育ての両立支援」や、「地域における子育て支援」等企業が取り組もうとする内容を「子育て応援宣言」として県に届け出て、県が当該企業を登録、広く紹介する制度</p> <p>○登録要件： ①宣言内容は、次に掲げるものの中から職場の実情を踏まえた必要な取組であること ・主に出産・育児中の従業員を対象とした仕事と子育ての両立支援に役立つ取組み ・育児をしていない従業員も含め、家庭生活への配慮や多様な働き方を進める取組み ・自社の従業員に限定しない、地域における子育てや若者の就業を支援する取組み ②従業員のニーズを踏まえた、自主的かつ具体的な宣言であること ③現状より相当程度の改善が期待できる宣言であること ④過去3年間に於いて、関係法令に違反する重大な事実がないこと</p> <p>○支援措置 ・子育てを応援する企業として県のホームページで紹介 ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目として取り扱う。(平成21、22年度資格者名簿分) ・商工組合中央金庫(商工中金)が県との連携により設置した「いばらき子育て応援企業ローン」(事業に必要な運転・設備資金の融資。所定利率から0.2%の優遇)を利用可能</p>	<p>○趣旨：育児及び家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を促進するため、育児・介護休業法が義務とする範囲を超えて短時間勤務制度等を導入し、かつ従業員に利用させた中小企業者に対し、奨励金を支給する。</p> <p>○奨励金の対象となる制度 ・育児 ・1歳(1歳2ヶ月又は1歳6ヶ月)以上小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる育児休業 ・3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度等 ・介護：要介護状態にある家族を通常93日を超えて介護する労働者が利用できる介護休業及び短時間勤務制度等</p> <p>○主な支給要件 ・茨城県内に事業所を有する中小企業主であること ・育児・介護休業法に沿った育児・介護休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署長に届出していること ・雇用保険及び社会保険の適用事業主であること ・「茨城県仕事と生活の調和推進計画」を届け出ている事業主であること ・事業主(法人である場合にはその役員)に県税の未納がないこと ・過去に「茨城県仕事と家庭両立支援奨励金」、「茨城県仕事と生活の調和支援奨励金」を受給していないこと ・事業主(法人である場合にはその役員)が茨城県暴力団排除条例第7条に規定された者ではないこと ・その他法令の規定を遵守していること ・制度を就業規則等に規定した後、その制度を3ヶ月以上(介護は義務規定の93日に加えて93日以上、通常で186日以上)利用した労働者が初めて出たこと ○支給金額：1人目30万円、2人目10万円(1企業につき2人まで)</p>
4	申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・宣言内容に係る実施計画書 ・就業規則の写し ・会社概要の分かる資料(パンフレット等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金申請書 ・就業規則の写し ・社会保険及び雇用保険の適用事業所であることが確認できる書類 ・制度利用者の雇用保険被保険者証の写し ・制度利用者の本あ奨励金の対象となる制度の利用申請書の写し ・制度利用者の労働条件通知書又は雇用契約書 ・制度を利用した労働者が子を養育又は家族を介護していることが確認できる書類の写し ・制度利用者の制度利用状況を確認できる書類の写し及び制度利用者本人の申立書 ・制度利用者が制度を利用した際の給与の有無を確認できる書類の写し ・事業主に県税の未納がないことを証する納税証明書 ・誓約書
5	実施に当たって留意・工夫した点	当該制度を広くPRし、多くの企業が登録するよう呼びかけた。	中小企業団体や社会保険労務士等と連携して事業を実施することにより、県内の事業所に周知・啓発を行なうとともに、「仕事と生活の調和推進計画」策定を要件とした。
6	取組の実績・効果	登録企業：194社(H24.8.1現在)	<p>仕事と生活の調和支援奨励金支給件数</p> <p>【実績】 平成22年度 8件 平成23年度 10件</p>
7	今後の課題	今後とも、当該制度を広くPRし、多くの企業が登録するよう呼びかけ、企業における子育て支援の取組を推進していく。	ワークライフバランスのさらなる推進のため、社会保険労務士会等の関係団体と連携しながら、県内企業及び県民に対する制度の周知に努める。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/jifuku/category01/07/sengen.html	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/rosei/wlb/syoureikin.html

		6							
都道府県名		茨城県							
担当部課名		知事公室女性青少年課							
連絡先		029-301-2178							
1	導入時期	平成17年4月	平成15年4月						
2	項目	仕事と生活の調和推進計画策定支援	パートナーシップ普及事業						
3	概要	<p>県内に事業所を有する中小企業等に対して、仕事と生活の調和に理解を深め、その実現に向けて協力し合える職場環境を整備するため、仕事と生活の調和推進計画を策定するよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。</p> <p>○仕事と生活の調和推進計画策定の進め方</p> <p>①各事業所で、「従業員の育児・介護支援のための取り組み」、「働き方の見直しに関する取り組み」、「その他の取り組み」について、現状を改善する取り組み計画(目標)を設定し、その計画を従業員に周知する方法を決定する。</p> <p>②事業主は、計画を県に届け出る。計画の有効期間は2年間。</p> <p>③計画の届出から2年が経過したら、事業主は、実施した内容を県に報告する。</p>	<p>男女共同参画への取り組みを行っている企業や地域に根ざした活動を行っている市町村レベルの団体などを訪問して、実態調査と意識啓発を行い、事例データを収集するとともに、行政と企業・団体間のネットワークづくりの基礎を構築する。</p>						
4	申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和推進計画届出書 ・就業規則(写し) ・会社概要書 							
5	実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業団体や、社会保険労務士等と連携して事業を実施することにより、県内の事業所に周知・啓発を行なうとともに、「仕事と生活の調和支援奨励金」の要件として、「仕事と生活の調和推進計画策定」を位置づけた。 ・県のワークライフバランス関係のホームページに、「仕事と生活の調和推進計画」を策定した事業所の計画内容について広く紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃より県内事業所、団体、個人について情報収集を行い、訪問先候補をリスト化、できるだけ多くの訪問を実施するようにした。 ・事業所、団体、個人を訪問して情報収集するとともに、さらに取組が進むよう県からも情報提供を行うなど双方向コミュニケーションによるネットワーク構築を心がけた。 						
6	取組の実績・効果	<p>仕事と生活の調和推進計画策定事業所数 平成22年度～26年度の5年間の目標設定:300件</p> <p>【実績】</p> <table> <tr> <td>平成22年度</td> <td>78件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>74件</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>152件</td> </tr> </table>	平成22年度	78件	平成23年度	74件	累計	152件	<p>平成23年度実績(訪問数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所:5箇所 ・地域活動団体:3箇所 ・個人:3名
平成22年度	78件								
平成23年度	74件								
累計	152件								
7	今後の課題	<p>ワークライフバランスのさらなる推進のため、社会保険労務士会等の関係団体と連携しながら、県内企業及び県民に対する周知に努める。</p>	<p>地域における男女共同参画の推進には、事業所、団体、個人、行政が一体となって取り組むことが必要不可欠であるため、今後も積極的に訪問を行い、さらなる地域のネットワーク強化を図る。</p>						
8	その他特記事項								
9	参考URL	http://www.pref.ibaraki.jp/bukvoku/syokou/rosei/wlb/keikaku.html							

		8	7
都道府県名		茨城県	栃木県
担当部課名		知事公室女性青少年課	産業労働観光部労働政策課
連絡先		029-301-2178	028-623-3217
1	導入時期	平成7年4月	平成19年6月
2	項目	ハーモニー功労賞	仕事と家庭の両立応援宣言企業普及事業 「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」
3	概要	男女共同参画のために先駆的な実績を残した個人・団体・事業所に功労賞を授与し（受賞者は毎年度各部門3者以内）、その功績を広く県民に周知して、男女共同参画の形成に向けた理解と積極的な取組の推進を図る。	従業員の仕事と家庭の両立を応援するために事業主自らが宣言した具体的な取組を県に登録し、それを広く紹介することにより、仕事と家庭の両立支援の普及を図る。
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	候補となりうる個人・団体・事業所について、メディアや他の事業等幅広く情報を集める。	登録企業等には、登録証書及び登録マークを交付し、企業名や宣言内容を県のホームページ等で県内外に広く紹介する。
6	取組の実績・効果	平成23年度実績（延べ表彰数） 個人：3名（39名） 団体：3団体（42団体） 事業所：3事業所（35事業所）	実績（累計） H24.3.31現在 登録企業数：78 登録宣言数：242
7	今後の課題	男女共同参画のために先駆的な実績を残した個人・団体・事業所に功労賞を授与し（受賞者は毎年度各部門3者以内）、その功績を広く県民に周知して、男女共同参画の形成に向けた理解と積極的な取組の推進を図る。	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方についての理解を得るため、事業主・労働者に普及・啓発を行っていく必要がある。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/jousei/danjo/hvousvou_harmony.html	http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/kovou/roudou/sengenboshuutvu.html

		7	
都道府県名		栃木県	
担当部課名		保健福祉部 子ども政策課	保健福祉部子ども政策課
連絡先		028-623-3068	028-623-3068
1	導入時期	平成17年4月	平成13年4月
2	項目	父子手帳の作成、配布	「子育てにやさしい事業所」顕彰事業
3	概要	<p>・出産時から父親としての自覚を持ってもらい、育児に主体的に関わるきっかけにしてもらうため、平成16年度に作成。平成17年4月から各市町村の窓口にて妊娠届出者に配布。</p> <p>・掲載内容は父親の子育てカレンダー、子育てフォトアルバム&メッセージ欄、子どもの成長に合わせた父親の子育てのポイント、「イクメン奮闘記！」など。</p>	<p>少子化の進行が大きな社会問題となっている中、子育てと仕事の両立支援に取り組む優れた事業所を「子育てにやさしい事業所」として表彰(栃木県知事賞(1事業所)、財団法人とちぎ未来づくり財団会長賞)することにより、これらの取り組みの普及を図る。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	作成に当たっては、学識経験者、保健師、父親代表などからなる「父子手帳作成検討会」において内容を検討した。	労働行政に関する知見を得るため、栃木労働局及び労働部局の協力を得ている。
6	取組の実績・効果	毎年度21,000部配布	表彰事業所数:39(H13~H23)
7	今後の課題	父子手帳がどの程度活用されているか把握するため、父子手帳に掲載しているアンケートの回答内容等で確認を行う。	<p>・課題は、応募事業所をいかに増やすかという点と受賞企業のメリットが少ないという点である。</p> <p>・表彰結果を県HP、各種広報誌等で広報することで、受賞企業のイメージアップを図っているが、その他にも企業のメリットを増やすことで応募事業も増え、取り組みの普及が図れると考えられる。</p>
8	その他特記事項	父子手帳の作成は財団法人とちぎ未来づくり財団への委託事業として実施	本事業は財団法人とちぎ未来づくり財団への委託事業として実施
9	参考URL	http://www.tmf.or.jp/file/hushi.pdf http://www.tmf.or.jp/youth.html#kosodate	http://www.tmf.or.jp/file/kosodate-p.pdf http://www.tmf.or.jp/youth.html#kosodate

		7	
都道府県名		栃木県	
担当部課名		県民生活部青少年男女共同参画課	県民生活部青少年男女共同参画課
連絡先		028-623-3074	028-623-3074
1	導入時期	平成24年3月	イクメン(平成18年9月) ライフバランス(平成8年8月)
2	項目	男女共同参画&キャリアを考える学習ノートの作成	男性の男女共同参画への理解促進事業
3	概要	中学生を対象に、性別にとらわれない職業選択や、仕事も家庭も男女で分かち合える男女共同参画社会やワーク・ライフ・バランスについて考えてもらうためのワークショッププログラムと啓発冊子「男女共同参画&キャリアを考える 学習ノート」を作成した。	男のライフバランスを考える講座や父親の子育て応援講座など、男性の男女共同参画への理解を促進する各種講座を実施
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	中学生が人口減少や少子高齢化など現代の社会問題について考え、その解決策としての「男女共同参画」「ワーク・ライフ・バランス」「多様性の尊重」について知り、自身の職業感の形成やキャリアプランニングに活かせるような内容構成とした。また、教員用の参考資料も併せて作成した。	「イクメン応援講座」については、育児雑誌等メディアで活躍している講師を招くとともに、対象を子育て中の両親に限らず、プレパパや祖父母まで広げて募集するなど集客に努めた。
6	取組の実績・効果	平成24年4月に県内の全中学校他、関係機関に配付	(平成23年度実績) ・イクメン応援講座(2回) それぞれの流儀で子どもとの時間を楽しんでいる達人パパ達から、力まず自然体で楽しむ子育ての秘訣等について学ぶ講座 ・男のライフバランスを考える講座(2回) 社会でも家庭でも爽り多い自立した人生を過ごせるよう男性の魅力アップを考える講座 ・父親の育児参加促進地域支援事業(3回) 父親の育児参加を促進するため、子育てと仕事の両立を考える講座を委託により開催 ・男の生活工房(6回) 性別役割分業を超え、男性も自分と家族の健康に関心を持ち、生活充実意識の向上を図り男性の自立を支援する講座
7	今後の課題	平成24年度は、学習ノートを使った中学生向けの出張セミナーを実施する。更に、学習ノートの内容をアレンジして、大学生向け、一般向けの講座も実施する。	男性向け講座の受講者は、年齢が高い層に偏っている上、集客が難しい。男女共同参画の視点と幅広い年代の男性が興味を持つ分野が一致する企画を引き続き検討する必要がある。
8	その他特記事項	公益財団法人とちぎ男女共同参画財団の調査研究事業として作成	とちぎ男女共同参画センター及び公益財団法人とちぎ男女共同参画財団の事業として実施
9	参考URL	http://www.parti.jp/info/chousa.html	http://www.parti.jp/kouza/index.html

		7	
都道府県名		栃木県	
担当部課名		県民生活部青少年男女共同参画課	県民生活部青少年男女共同参画課
連絡先		028-623-3074	028-623-3074
1	導入時期	平成8年9月	平成16年2月
2	項目	公開講座	トップセミナー
3	概要	男女共同参画社会の実現に向けて広く県民に啓発を行うための講座	男女共同参画社会の実現に向けた理解促進を図るため、事業主、経営者を対象にした研修会を開催
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	男女共同参画センターへの男性の新規来館者を獲得するため、平成23年度は男女ともに関心の高い「ワーク・ライフ・バランス」をテーマとし、ビジネスマンに人気の高い佐々木常夫氏を講師を迎えた。	地域等におけるトップ会議、総会等の機会を利用して実施
6	取組の実績・効果	<p>(平成23年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：H23. 12. 4(日) ・場所：バルティ とちぎ男女共同参画センター ・対象：一般県民 ・受講者：194名 ・テーマ：いまなぜワークライフバランスか？～私は仕事も家族も決してあきらめない～ ・講師：(株)東レ経営研究所特別顧問 佐々木常夫氏 ・内容：仕事と家庭のバランスを考えながら、自分らしく豊かな人生を送るための仕事力と人間力を学んだ。 ・効果：受講者のうち男性の占める割合が4割、20代～30代の若年層の占める割合も他の講座に比べて多く、新規来館者の獲得に一定の効果があったと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成22年度：震災のため中止 ○平成23年度 ・開催日：H24. 2. 1(水) ・場所：益子町役場 ・対象：益子町役場の係長以上の役職にある職員 ・テーマ：男女共同参画の推進と行政の役割について ・講師：フリーアナウンサー 臼井佳子氏 ・内容：男女共同参画の考え方の根本である「人権」について考え、行政職員に必要な人権感覚を言葉の使い方から学んだ。
7	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・集客したいターゲット層への効果的な広報方法 ・集客の見込める知名度の高い講師に依頼したいが、費用対効果を踏まえて検討 	企業の経営者等が集まる会議等、効果が期待できる開催の機会を得られるかが課題
8	その他特記事項	とちぎ男女共同参画センター事業として実施	
9	参考URL	http://www.parti.jp/kouza/index.html	

		7	
都道府県名		栃木県	
担当部署名		農政部経営技術課	農政部経営技術課
連絡先		028-623-2317	028-623-2317
1	導入時期	平成8年4月	平成10年4月
2	項目	家族経営協定の締結推進	栃木県女性農業士認定制度
3	概要	<p>家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族員全員が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの</p> <p>数年先の農業所得見通しや生活計画など、仕事と生活のバランスを保ち、協定を上手に経営に役立てワーク・ライフ・バランスの実現にも有効</p>	<p>栃木県では、農業経営に参画し農村社会における男女共同参画の促進をなし得る、優れた女性農業者を栃木県女性農業士として認定</p> <p>(認定基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の中核者として、自らが模範的な農業経営及び農家生活を実践し、農村社会における男女共同参画等に関し、豊富な知識を有する者 ・主体的に経営に参画し、就業条件の整備等に常に熱意を有する者 ・社会性及び協調性に富み、優れた識見を有する者 ・農業振興等を目的とした女性組織のリーダーとして活躍した者または活躍している者等 <p>(活動内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの推進
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>家族経営協定推進にあたっては、関係機関、農業団体組織等と連携し締結に向けての推進を行う。</p> <p>協定締結推進と併せて、協定内容の充実を図るため、内容の見直し締結も実施している。</p>	<p>認定については、市町村長推薦による、知事認定となっているため、女性農業士としての位置づけが明確になっている。</p>
6	取組の実績・効果	<p>○家族経営協定締結者数：3,100戸(平成24年3月)</p> <p>○協定締結取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間・休日 2,935戸、生活面の役割分担 2,231戸、農業面の部門分担 738戸 ・育児の役割分担 124戸、経営移譲(継承を含む) 1,155戸、労働報酬(日給、月給) 2,620戸 ・収益分配(日給、月給以外の利益配分) 1,652戸、農業面の役割分担 2,863戸 ・資産の相続 155戸、移譲者(老後)の扶養 1,150戸、労働管理・健康管理 2,155戸 ・社会・地域活動への参加 781戸、その他 2,157戸 	<p>○女性農業士認定数116名 うち現在の女性農業士数112名(平成24年4月1日現在)</p> <p>○女性農業士の任務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンの推進 ・農村女性組織等の育成指導 ・地域農業の振興や農村地域の活性化の推進 ・豊かで生きがいのある農家生活の実践と普及
7	今後の課題	<p>家族経営協定締結農家の見直し等のフォローアップを行い、締結内容の充実を図っていくことが必要。</p> <p>家族経営協定の普及推進役の育成として、指導者養成研修会を実施し家族経営協定の締結に向けた指導者を養成していく。</p>	<p>平成14年3月、会員の相互の連携と研鑽を図り、農業・農村の男女共同参画社会の形成に寄与することを目的に、女性農業士会が発足し女性農業士個々の連携を図るとともに第3期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン等の推進にあっている。</p>
8	その他特記事項		<p>5つの専門部会があり、各個人のエンパワーメントの促進に取組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営参画部会 ・家族経営協定部会 ・女性起業部会 ・社会参画部会 ・食と農の理解促進部会
9	参考URL		

		8	
都道府県名		群馬県	
担当部課名		産業経済部労働政策課	生活文化部人権男女共同参画課
連絡先		027-226-3403	027-226-2902
1	導入時期	平成20年6月	平成16年
2	項目	群馬県育児いきいき参加企業認定制度	男女共同参画推進員の設置
3	概要	<p>○趣旨：育児休業制度の充実・利用促進を図り、働きやすい職場環境づくりを推進する県内中小企業（従業員数300人以下）を「群馬県育児いきいき参加企業」として認定し、認定企業に対しては、認定証を交付し、育児休業制度を中心とした両立支援の取組実現に向けアドバイザーの派遣等様々な支援を実施。認定企業のうち特に積極的に両立支援を行っている企業を表彰するとともに、優良取組企業事例集を作成、配布し、周知している。</p> <p>○認定基準 次のすべての条件を満たしている企業を「群馬県育児いきいき参加企業」として認定 ・宣言内容が働きやすい職場環境づくりを目指すものであり、かつ、育児に関する両立支援の取組を1項目以上宣言していること ・育児・介護休業法に沿った制度を就業規則等の社内規則に規定していること ・宣言から実現までの取組期間を2年以内に行っていること ・取組推進員を1名以上選出していること ・過去3年間において労働基準法等の労働関係法令その他の法令に違反する重大な事実がないこと</p> <p>○支援措置 ・各企業の取組を促進するための専門家によるアドバイザー派遣 ・取組を進めるため、制度融資の金利優遇措置 ・県のホームページ等に公表することによる企業のイメージアップ ・県と商工中金が連携した融資制度（優遇金利設定）の利用</p>	<p>働く場における男女共同参画を推進するため、事業所に「男女共同参画推進員」を設置している。男女共同参画推進員には、男女がともに働きやすい職場づくりに事業所の中心となって取り組んでいただいている。県は、男女共同参画推進員を対象とした研修会や、情報の提供を実施し、支援を行っている。</p>
4	申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業制度を規定した部分の就業規則（写） ・別に定めた育児介護休業等に関する規則などがある場合はその規則（写） 	
5	実施に当たって留意・工夫した点	事業開始当初の3年間（平成20年度～22年度）のアドバイザー派遣については、個々の企業の状況や地域の実情に詳しい群馬県社会保険労務士会へ委託し、実施	事業開始当初、女性団体へ委託し、事業所を訪問して趣旨を説明した上で、男女共同参画推進員設置の働きかけを行った。
6	取組の実績・効果	認定企業数：789社（平成24年3月末日現在）	男女共同参画設置事業所数：143カ所（平成24年3月末日現在）
7	今後の課題	<p>・企業内における育児休業制度規定の整備、育児休業制度等両立支援の推進に必要な制度の周知を行ってきた。</p> <p>・育児休業の利用希望は高いにもかかわらず、男性の育児休業取得率は低い状況が続いているため、今後は、育児参加に対する企業（トップ、上司）の理解・意識改革、従業員の意識改革を進めていく必要がある。</p> <p>（参考） ・男性の育児休業制度の利用希望（利用したい割合） 48.3% ・男性の育児休業取得率 1.1% （H22 女性労働等実態調査（群馬県））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置事業所数の拡大をどのように進めるかが課題 ・県の主な支援は情報提供であり、支援内容の検討が必要
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.gunma.jp/06/g2210033.html	http://www.pref.gunma.jp/04/c2210018.html

		9	
都道府県名		千葉県	
担当部課名		商工労働部雇用労働課	総合企画部男女共同参画課
連絡先		043-223-2743	043-223-2372
1	導入時期	平成17年9月	
2	項目	“社員いきいき！元気な会社”宣言企業制度	千葉県男女共同参画推進事業所表彰
3	概要	<p>社員の仕事と家庭の両立支援を積極的に取り組んでいる企業を募集し、千葉県ホームページ等で「社員いきいき！元気な会社」宣言企業として、取組内容を広く紹介する。</p> <p>宣言企業として公表した企業(事業所)のうち、常時雇用する従業者数300人以下の企業(事業所)で、仕事と生活が両立できる雇用環境を整備する際に生じる課題に対応するため、事業主の要請に応じて社会保険労務士等の専門家を千葉県両立支援アドバイザーとして企業に派遣し、無料で指導・助言やワーク・ライフ・バランスの講演等を行っている。</p>	<p>労働場における男女共同参画の取組を促進するため、女性の登用・職域拡大や仕事と生活の両立支援等を積極的に取り組んでいる県内の事業所を公募し、表彰する。</p> <p>受賞事業所は、千葉県男女共同参画推進連携会議(産業・地域・教育部会計71団体)や千葉県ホームページ等において広く紹介する。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>募集する企業にあつては、県内に本社・支店等事業所があり、県内において事業活動を行っている者とし、国及び地方公共団体を除くこととしている。</p> <p>また、県内で事業活動をする企業を広く募集することから、社員が子育て、介護、地域活動等しながら安心して仕事に打ち込めるよう配慮する取組や地域の次世代育成支援に協力・参画する取組をいつでも行っていれば、宣言企業として公表することとしている。</p>	<p>・募集する事業所にあつては、県内に事業所を有する法人その他の団体(国・地方公共団体を除く)で、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>①女性の採用・登用や職域拡大のための積極的な取組を行っている事業所</p> <p>②職業生活と家庭生活等の両立を支援するための積極的な取組を行っている事業所</p> <p>③その他、男女が共同して参画できる職場づくりに向け積極的な取組を行っている事業所</p> <p>・選考においては、外部委員を含む選考委員会を設置し、事業所の規模に応じ行っている。</p>
6	取組の実績・効果	<p>平成17年度：28社(辞退1社)</p> <p>平成18年度：106社(辞退3社)</p> <p>平成19年度：101社(辞退3社)</p> <p>平成20年度：27社</p> <p>平成21年度：102社(辞退1社)</p> <p>平成22年度：92社(取消1社)</p> <p>平成23年度：48社(取消4社)</p> <p>累計 491社(平成23年度末現在)</p>	<p>平成18年度 知事賞(4事業所)、奨励賞(3事業所)</p> <p>平成19年度 知事賞(1事業所)、奨励賞(1事業所)</p> <p>平成20年度 知事賞(該当なし)、奨励賞(2事業所)</p> <p>平成21年度 知事賞(1事業所)、奨励賞(1事業所)</p> <p>平成22年度 知事賞(該当なし)、奨励賞(3事業所)</p> <p>平成23年度 知事賞(該当なし)、奨励賞(1事業所)</p>
7	今後の課題	今後、更に宣言企業数を増加させるため、入札参加資格等への加点を検討する。	さらなる制度の周知を図り、応募数の増加を図る。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/portalsite/index.html	http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/hyoushou/index.html

	9	10
都道府県名	千葉県	神奈川県
担当部課名	病院局経営管理課	県民局県民活動部人権男女共同参画課
連絡先	043-223-3969	045-210-3640
1 導入時期	昭和51年10月	平成21年4月
2 項目	県立病院内保育所の運営	ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業
3 概要	<p>出産を機に退職する看護師が多く、看護師確保対策として昭和51年より、院内保育所設置を開始した。</p> <p>当初は県立7病院のうち2病院のみであったが、順次、開設していき、現在は5病院に院内保育所を設置している。また、院内に保育所を設置しない病院でも、院外に提携保育所を確保し、対象児童がいる場合は利用できるようにしている。</p> <p>さらに、平成20年4月より2病院が夜間保育(24時間保育)の対応を開始し、平成24年度からさらに1病院が対応可能となった。</p>	<p>県内中小企業を中心に専門家を派遣(1企業あたり1~3回)することにより、各企業におけるWLBの実現に向けた取り組みを推進するとともに、既に各企業で実施しているWLB実現に向けた取り組みをより実効性のあるものにすることを支援する。</p> <p>なお、平成24年度から、新たに仕事と介護の両立に向けた取り組みを導入しようとしている中小企業に向けて、「仕事と介護の両立推進」出前講座を開始している。</p>
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>当初は、看護師確保対策として実施してきたが、女性医師の増加にも対応し、女性医師のワークライフバランスの視点からも、子育て支援を充実することを目的としている。</p>	<p>・個別に企業へヒアリングを行い、それぞれの企業の抱えるWLBへの課題に対し、その企業にあった最適な解決方法を提案する等、オーダーメイドの支援をする。</p> <p>・県の高齢者(65歳以上)人口が平成37年度には平成22年度比で1.3倍近くまで増加することが見込まれており、要介護者数が急増することが想定されることから、平成24年度から、企業における仕事と介護の両立を支援するため、「仕事と介護の両立推進」出前講座を実施している。</p>
6 取組の実績・効果	<p>・育児休業、育児短時間勤務制度の活用とともに、院内保育所の利用をすることで、ワークライフバランスの実現を図っている。</p> <p>・平成24年4月現在、院外提携保育所の利用も含めると、93名の子どもが入所しており、夜間保育は16名が利用している。こどもの親は主に看護師だが、医師も9名利用している。</p>	<p>(派遣実績)</p> <p>・平成23年度 6社延べ16回実施</p> <p>・平成22年度 6社延べ17回実施</p>
7 今後の課題	夜間保育準備中の病院について、実施していく予定	<p>・当該事業から抽出した企業のニーズや課題を他の事業に反映させること等により、受益者を増やすこととしている。</p> <p>・今後はWLBの検討が進んでいない中小企業が、当制度を活用できるよう広報を工夫していきたい。</p>
8 その他特記事項		
9 参考URL		http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6217/

		10	
都道府県名		神奈川県	
担当部課名		県民局県民活動部人権男女共同参画課	県民局県民活動部人権男女共同参画課
連絡先		045-210-3640	045-210-3640
1	導入時期	平成18年4月	平成19年4月
2	項目	ワーキングマザー両立応援カウンセリング・セミナー	神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証制度
3	概要	<p>【目的】仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした個別カウンセリングやセミナーを実施することで、女性労働者の就業継続を支援する。</p> <p>1 カウンセリング 両立に対する負担や不安感を軽減するための個別カウンセリングを、県内5か所の会場でそれぞれ月1回(1回につき3名に対応)程度実施している。</p> <p>2 セミナー 時間管理や、職場・家庭におけるコミュニケーション術などをテーマに県内2か所で開催している。</p>	<p>(趣旨・目的) 従業員のための子ども・子育て支援に関する法定義務を社内制度に位置付けるとともに、今後の取組みについて行動計画を策定し、公表していることなど、子ども・子育て支援にきちんと取り組もうとする事業者であることを県が認証する。</p> <p>(認証の要件) 1 育児・介護休業法で義務付けられている制度・措置を社内制度として明定していること ・育児休業 ・小学校就学前までの子を養育する従業員の子の看護休暇 ・小学校就学前までの子を養育する従業員の時間外労働、深夜業の制限 ・3歳未満の子を養育する従業員の勤務時間の短縮等の措置 2 仕事と子育ての両立支援に関する社内の責任者が明確化されていること 3 子ども・子育て支援のための取組みの計画的な推進を内外に明らかにしていること 4 計画内容及び事業活動が関係法令に照らし適切であること</p>
4	申請等に必要書類		<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県子ども・子育て支援推進事業者認証申請書 ・就業規則その他これに準ずるもの(労働基準法第89条に基づき定めている就業規則(名称は就業規則とは限らない。)のほか、就業について規定した労使協定や定款等) ・育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮等の措置を講じていることを証する書類(就業規則等または社内通知等全従業員への周知文書の写し等) ・育児・介護休業法第29条に規定する職業家庭両立推進者の選任を証する書類(所管労働局(本社所在地の労働局)への職業家庭両立推進者の選任届の写し) ・次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画及び当該一般事業主行動計画を届け出たことを証する書類 ・その他知事が必要と認める書類(関係法令違反の重大な事実がない旨の誓約書)
5	実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングにおいては、両立に関する漠然とした負担や不安感を軽減できるよう、一人1時間程度、個室で専門の女性カウンセラーと1対1で相談できる体制を整えている。 ・帰宅途上での相談等が可能になるよう、カウンセリングの時間帯を平日であれば16時～19時、土曜であれば13時～16時に設定している。 ・子ども連れでも安心して参加していただけるよう、カウンセリング、セミナーとも就学前児童の保育を無料で実施している。 	認証事業者数 370名(H24. 3現在)
6	取組の実績・効果	<p>(平成23年度)</p> <p>1 カウンセリング: 相談者119名(保育児童数74名) 終了後のアンケートではほとんどの相談者から「悩みが軽くなった」と回答</p> <p>2 セミナー: 参加総数72名(保育児童数33名) 終了後のアンケートではほとんどの参加者から「参考になった」との回答</p>	
7	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・実施結果を活かした受益者の拡大 ・財政状況が厳しい状況下での、県民のニーズに即した両立に関する相談体制等の充実 	
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3677/	

		11	
都道府県名		東京都	
担当部課名		生活文化局都民生活部男女平等参画課	
連絡先		03-5388-3189	
1	導入時期	平成21年8月31日開設	平成21年4月
2	項目	Webサイト「TOKYOワーク・ライフ・バランス」の運営	「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」の策定
3	概要	ワーク・ライフ・バランスの総合的な情報を紹介するWebサイト。支援情報・セミナー等情報、ワーク・ライフ・バランス実践プログラム(平成21年3月東京都作成)の紹介、専門家・実践者によるコラム、ワーク・ライフ・バランスに関するQ&A等のコンテンツを掲載。支援情報・セミナー等情報は毎月一回程度、コラム等は随時更新している。	企業の事例分析等に基づき、企業や個人がワークライフバランスを推進した場合のメリットや推進の取組方策等を、実践例を織り込みながら掲載
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	東京都の情報だけでなく、各区市町村や国、各団体の情報も掲載するとともに、コラムやQ&A等コンテンツを充実させることで、ワーク・ライフ・バランスに関する総合的な情報を得られるよう工夫した。	できるだけ多くの企業にヒアリングを実施し、事例分析を実施
6	取組の実績・効果	開設年以降、アクセス件数が増加している。(平成23年度:274,719件)	本プログラムを参考に、ワークライフバランスの取組を実施した企業が多く、大変好評であった。また、WEBサイトにQ&Aとともに掲載したことで、例年多数のアクセスがある。
7	今後の課題	コンテンツの更なる充実を図る。	事例の更新と、「仕事と介護」の両面での企業の実例をより多く盛り込めるよう改定を予定
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8files/t_wlb/	http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8files/wlb/wbpro/wbpro.htm

		11	
都道府県名		東京都	
担当部課名		生活文化局都民生活部男女平等参画課	産業労働局雇用就業部労働環境課
連絡先		03-5388-3189	03-5320-4649
1	導入時期	平成16年4月	平成20年4月
2	項目	シンポジウム等の普及啓発	いきいき職場推進事業
3	概要	ワークライフバランスに取り組む民間団体等と共催でシンポジウムを実施	<p>○趣旨：都内中小企業等のうち、ワークライフバランスに関する優れた取組を実施している企業等を認定し、ワークライフバランスフェスタや各種広報にて公表</p> <p>○応募対象：都内に本社又は主たる事業所を置き、常時雇用する従業員の数が300人以下の企業、社団法人、財団法人、NPO法人等</p> <p>○応募部門：長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、育児・介護休業制度充実部門、多様な勤務形態導入部門</p> <p>○スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定企業募集 平成24年5月8日(火)～7月31日(火) ・訪問審査 平成24年9月～10月下旬 ・認定企業発表 平成24年12月予定 ・ワークライフバランスフェスタ東京2013(認定状授与式) 平成25年2月予定 <p>○認定企業の公表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定企業は部門ごとに選定し、合計10社程度認定(平成24年12月公表予定) ・認定企業の取組内容を紹介する「PR用DVD及びパンフレット」を都が作成 ・認定企業の取組を東京都ホームページ「TOKYO はたらくネット」に掲載
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	実施主体である民間団体等の取り組みを支援しつつ、都民全体の普及啓発事業とするよう企画	
6	取組の実績・効果	事業開始以降、毎年継続的に実施。平成24年度は新たな共催団体とのシンポジウムも実施予定	平成23年度までに44社を認定
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index8files/t_wlb/seminar/tokyo.htm	http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ikiiki/index.html#panfu

		11	
都道府県名		東京都	
担当部署名		産業労働局雇用就業部労働環境課	産業労働局雇用就業部労働環境課
連絡先		03-5320-4649	03-5320-4649
1	導入時期	平成22年4月	平成19年4月
2	項目	働き方の改革「東京モデル」事業	東京都中小企業両立支援推進助成金
3	概要	<p>○趣旨：「働き方の改革「東京モデル」事業」を通じて、自社の従業員の働き方を変え、各自が仕事と生活の調和を図りながら、その能力を活かして働き続けられるような職場環境の創出に取り組む企業を支援 プロジェクト実施期間 ○期間：3年以内(平成22年度～24年度)</p>	<p>○趣旨：「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録した、都内に本社を置く従業員300人以下の中小企業に対して、仕事と子育てなど家庭生活との両立を支援するための助成制度を実施 ○助成金対象事業： ①意識啓発助成金 ・助成率：1/2 ・限度額：10万円 ・両立支援に関する管理職研修、周知活動など ・責任者届出日から2年以内の取組が対象 ②社内ルールづくり助成金 ・助成率：1/2 ・限度額：50万円 ・両立支援に関するルールの策定、就業規則の整備など ・責任者届出日から2年以内の取組が対象 ③育児休業応援助成金 ・助成率：1/2 ・限度額：150万円(一人当たり)1社3人まで ・育児休業を取得し、復帰した従業員に関する代替要員の雇用など ・責任者届出日から3年以内の取組が対象 ④育児短時間勤務制度利用促進助成金 ・定額30万円(一人当たり)1社3人まで ・就業規則等に規定がある育児に関する短時間勤務制度の利用 ・責任者届出日から3年以内の取組が対象 ※①②③④とも、平成24年度末で終了 ※①②については、起算日から2年(又は3年)を経過する日が平成25年3月31日を超える場合は、平成25年3月31日までが助成対象期間 ※③④については、助成対象期間内に、事業終了する取組(各事業の「終期」を迎える取組)が助成の対象</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	<p>6プロジェクトを選定 ○株式会社アルピオン プロジェクト名：中規模事業所におけるWLB推進と、事業所内保育所を活用した待機児童削減プロジェクト ○株式会社タカトラミー プロジェクト名：東京モデル推進プロジェクト～WLBドリームプラン実現に向けて～ ○日本通運株式会社東京航空支店 プロジェクト名：日通航空「ひとりひとりがライフデザインを実現できる企業へ」プロジェクト ○バンフィックコンサルタンツ株式会社 プロジェクト名：ワークライフバランス「888(トリプルエイト)プロジェクト」 ○NTTコミュニケーションズ株式会社 プロジェクト名：働き方改革～“つなぐ”プロジェクト～ ○株式会社バンダイナムコホールディングス プロジェクト名：～楽しみながら、楽しい未来へ。～The BANDAI NAMCO Lifestyle Project</p>	平成23年度までに2,000社以上の企業を助成
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/model/	http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ryoritu/josei/index.html

		11	
都道府県名		東京都	
担当部課名		産業労働局雇用就業部労働環境課	産業労働局雇用就業部労働環境課
連絡先		03-5320-4649	03-5320-4652
1	導入時期	平成18年4月	平成22年4月
2	項目	とうきょう次世代育成サポート企業	「東京しごとの日」の設定
3	概要	<p>○趣旨:仕事と家庭の両立への取組みを促進するため、一般事業主行動計画を策定し、次世代育成に積極的に取り組む企業を「とうきょう次世代育成サポート企業」として募集し、仕事と家庭の両立にやさしい企業を応援</p> <p>○登録要件: ・次世代育成支援対策推進法第12条に定める一般事業主行動計画を提出すること。 ・一般事業主行動計画及び登録内容を公表すること。</p> <p>○支援措置 ・東京都中小企業両立支援推進助成金の交付対象 ・東京ワークライフバランス推進企業ナビ(愛称:チャオ)に取組を掲載 ・商工中金の「東京いきいき職場応援ローン」の利用</p>	<p>・社会全体で仕事と生活のあり方を考え、実践する日として「東京しごとの日」を設定。家族の職場訪問を受け入れる「ファミリーデー」や啓発イベントを集中的に実施し、広く発信する。</p> <p>・次の要件を満たしている場合は、「『東京しごとの日』奨励金」の支給対象となる。〔1社あたり定額20万円・最大50社〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社又は主たる事業所等が東京都内に所在していること ・中小企業基本法に定める中小企業であること ・過去に本奨励金を受給していないこと 等
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	登録企業数:約2,100件(平成24年10月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーデー実施企業88社(うち50社に20万円の奨励金を支給) ・都庁及び東京国際フォーラムにて普及啓発イベント実施(平成23年度実績)
7	今後の課題		
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/equal/ryoritu/jisedai/index.html	http://www.twd.metro.tokyo.jp/

	12	13
都道府県名	新潟県	富山県
担当部課名	県民生活・環境部 男女平等社会推進課	生活環境文化部男女参画・ボランティア課
連絡先	025-280-5141	076-444-3137
1 導入時期	平成18年7月	平成14年4月
2 項目	ハッピー・パートナー企業登録制度	男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業
3 概要	<p>○趣旨：男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)」として登録し、その取組を支援する制度</p> <p>○登録要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組 ・仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組 ・女性の能力を活かすための取組 <p>※全19項目のうち、10項目以上にチェックが入れば応募可能</p> <p>○支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページや各種広報等による取組内容の紹介 ・アドバイザーの無料派遣(派遣は各企業年1回) ・随時、県から関連情報を提供 ・新潟県建設工事入札参加資格審査における加点 ・県庁物品等調達における優遇措置 ・商工中金の「ハッピー・パートナー企業応援ローン」の利用 ・ハローワークの求人票におけるハッピー・パートナー企業としてのPR ・「ハッピー・パートナー企業」のシンボルマークの使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の役員クラスの方々を対象に、事業所内で男女共同参画を推進する「男女共同参画チーフ・オフィサー(CGEO)」を募集・委嘱 ・チーフ・オフィサーを対象に、「経営と男女共同参画」をテーマとした講演会の開催(年2回)、男女共同参画に関する先進事例等を掲載したニュースレターを発行(年4回)
4 申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要 ・就業規則 	
5 実施に当たって留意・工夫した点	登録数増加に向けて、様々な登録メリットを創設	経済同友会、経営者協会、建設業協会等を通して、県内の事業所に広く案内している。
6 取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・登録企業数477社(平成23年度末) ・ハッピー・パートナー登録企業に対して行ったアンケート結果では、育児・介護休業の取得者(率)が県内企業の平均を上回るなどの一定の効果がみられた。 	設置事業所の増加(平成14年度:14→平成23年度:141)
7 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・登録企業数の増加 ・登録企業全体の男女共同参画に対する取組の向上 	チーフ・オフィサー設置事業所を今後も継続的に増やしていくこと。 (「富山県民男女共同参画計画(第3次)」の目標指標として、平成28年度までに170事業所とすることを掲げている。)
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/1208106072710.html	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1712/kj00003885.html

		14	15
都道府県名		石川県	山梨県
担当部課名		健康福祉部少子化対策監室	企画県民部県民生活・男女参画課
連絡先		076-225-1447	055-223-1358
1	導入時期	平成17年8月	平成14年4月
2	項目	ワークライフバランス企業登録制度	男女共同参画推進事業者等表彰
3	概要	県内企業における仕事と生活の両立支援の取組の一層の推進を図るため、次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、計画に定める目標などをオープンにする企業を「ワークライフバランス企業」として県に登録し、当該企業のワークライフバランスの取組状況や業務内容等を県のホームページ「いしかわワークライフバランス」で広くPRするもの	男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる県民・事業者等を表彰するとともに、県民に周知し、男女共同参画社会を実現するための県民意識の高揚を図る。
4	申請等に必要書類	一般事業主行動計画策定届(受付印の押してあるもの)の写し	
5	実施に当たって留意・工夫した点	メリットの付与として、登録企業をワークライフバランス企業知事表彰の対象としている。	基本的には他者からの推薦によって表彰者を選考するが、事業者表彰については自薦も可としている。
6	取組の実績・効果	登録企業数: 351社登録(平成24年4月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年若干名を表彰 ○過去の表彰の状況(平成14年度(表彰制度創設)～平成23年度(10年間)) <ul style="list-style-type: none"> ・県民表彰: 47名 ・事業者表彰: 14事業者 ・団体等表彰: 4団体 ・チャレンジ表彰: 3団体(平成20年度に創設)
7	今後の課題		・毎年表彰を受ける個人が特定の団体に偏る傾向があったので、今後はそのより多くの団体や個人に対して、引き続き表彰制度の周知に努めるとともに、該当者を募り広く表彰することにより、団体、個人等の活動を促していく必要がある。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://i-oyacom.net/wlb	http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/86630281433.html

		15	
都道府県名		山梨県	
担当部課名		企画県民部県民生活・男女参画課	
連絡先		055-223-1358	
1	導入時期	平成19年11月	平成10年4月
2	項目	山梨県男女いきいき・輝き宣言企業	企業における男女共同参画促進事業
3	概要	<p>○趣旨：職場での男女共同参画やワークライフバランス等の推進を行っている企業を「山梨県男女いきいき・輝き宣言企業」として登録し、県の広報誌、ホームページ等で広く県民に紹介するとともに、男女共同参画の推進に関連する情報の提供を行う。</p> <p>○登録要件：</p> <p>次に掲げる事項のいずれかに取り組んでいる、または、取り組もうとする企業</p> <p>①職場での男女共同参画推進のための環境整備</p> <p>②仕事と家庭、地域活動等が両立できるようにするための取組</p> <p>③女性の能力を活かすための取組</p> <p>④セクシュアル・ハラスメント防止の取組</p> <p>○支援措置</p> <p>①企業名や宣言内容を県のホームページに掲載、県の広報誌等で紹介</p> <p>②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様性に配慮した組織運営（ダイバーシティ・マネジメント）等に関する先進的な取組事例や研修会の開催情報の提供</p> <p>③商工中金が、本施策と連携して創設した「山梨県男女共同参画推進企業ローン」の利用が可能</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>○企業向け講演会（H19～）（トップセミナー（H10～18））</p> <p>企業経営者、人事・労務管理者等を対象とした啓発のための講演会</p> <p>○企業実践活動支援事業（H24～）</p> <p>男女いきいき・輝き宣言登録企業5社の人事・労務管理者等を対象に開催する研究会等を通じて、男女共同参画の実現やワーク・ライフ・バランスの推進に向けての具体的な取組みを参加各企業が検討し、その実現を支援する。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>・登録企業を増やすための手法として、金融機関と連携し、登録企業を対象とした低金利融資制度の創設や情報誌やHPでのPRなどを行い、広く広報することで登録のインセンティブとした。</p> <p>・宣言数や必須項目は設けないが、一定の期間ごとに宣言企業の取組状況を確認している。</p>	<p>参加企業等によるネットワーク会議の開催を通じて、課題への取組みに関する意見交換や情報交換を行い、各企業の具体的な活動につなげていく。</p>
6	取組の実績・効果	<p>・登録企業数：81（平成24年5月9日現在）</p> <p>・企業における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進の重要性については徐々に浸透してきている</p>	<p>企業向け講演会には毎回多くの受講者の参加があり、企業におけるワーク・ライフ・バランスの必要性などの啓発が進んでいる。</p>
7	今後の課題	<p>より多くの企業がより実効性のある取組が進められるよう一層の啓発と支援に取り組む</p>	<p>より多くの企業が企業の状況に即した実効性ある取組を進められるよう支援していく必要がある。</p>
8	その他特記事項	<p>宣言企業登録への加入への動機付けにつながるため、県で行っている「子育て応援宣言」との統合に向けて検討中</p>	
9	参考URL	http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/30054557987.html	http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/34525568462.html

		16	17
都道府県名		長野県	岐阜県
担当部課名		商工労働部 労働雇用課	環境生活部 少子化対策課
連絡先		026-235-7118	058-272-8077
1	導入時期	平成19年7月	平成17年4月
2	項目	「社員の子育て応援宣言！」登録制度	男性の育児休業取得推進奨励金
3	概要	<p>○趣旨：企業・事業所のトップの方から、仕事と子育ての両立ができるような、働きやすい職場環境づくりの取組みを宣言してもらう制度 ※登録期間は2年間で、更新するには改めて申請書を提出する。 ○支援措置 ・県のホームページ等で紹介 ・商工中金との連携により、登録企業を対象とした、金利の優遇制度</p>	<p>岐阜県子育て支援企業登録制度の登録企業で、一般事業主行動計画を所管労働局へ届出している企業（岐阜県子育て支援企業のタイプ2として登録）において、男性の従業員が育児休業を取得し、その者が育児休業終了後に原職に復帰している場合に、奨励金を支給する。 <奨励金の額> ・連続して3日以上取得：50千円 ・連続して14日以上取得：100千円 ・連続して1ヶ月以上取得：200千円</p>
4	申請等に必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 仕事と家庭の両立支援推進企業サポート事業奨励金交付申請書 就業規則又は労働協約の写し 育児休業取得者から提出された育児休業の取得申請書の写し 育児休業にかかる子の出生の事実を確認できる書類 育児休業を取得した男性労働者の出勤簿等の写し（休業状況及び職場復帰後の出勤状況が確認できるもの） その他県が必要と認める書類
5	実施に当たって留意・工夫した点	商工中金との連携により、登録企業を対象とした金利の優遇制度を設けた。	<p>男性の育児休業取得を促進するため、平成23年度から奨励金の対象となる育児休業の取得日数を改正し、奨励金の申請をしやすくした。 ・改正前：連続して14日以上取得（勤務すべき日が9日以上含まれる場合に限る） ・改正後：連続して3日以上取得（原則全ての日が勤務すべき日であること）</p>
6	取組の実績・効果	<p>○登録企業数 H19年度：3社 H20年度：19社 H21年度：26社 H22年度：46社（未更新3社） H23年度：84社</p>	<p>平成23年度 支給総額 300,000円、支給件数3件 ・育児休業3日 50,000円 2件 ・育児休業1ヶ月以上 200,000円 1件</p>
7	今後の課題		制度の周知、利用促進を図り、男性の育児休業取得率の上昇に繋げる。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.nagano.lg.jp/syokou/roko/ryoritsu/kosodate.htm	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kosodate/work-life-balance/ryoritsu-shien-saport/

		17	
都道府県名		岐阜県	
担当部課名		環境生活部少子化対策課	
連絡先		058-272-8077	
1	導入時期	平成17年4月	平成19年3月
2	項目	仕事と家庭の両立支援アドバイザー制度	岐阜県子育て支援企業登録制度
3	概要	<p>岐阜県子育て支援企業登録制度の登録企業への支援として、企業の要望に応じて、「岐阜県仕事と家庭の両立支援アドバイザー」(県が委嘱した社会保険労務士)を派遣し、それぞれの企業に合った両立支援の方法について、相談に応じる。</p>	<p>○趣旨 仕事と家庭をともに大事にする職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「岐阜県子育て支援企業」として登録する。 登録企業の中から、優良な取組や他社の模範となるオリジナルな取組を実施する企業を「岐阜県子育て支援エクセレント企業」として認定する。</p> <p>○支援措置 1 県のホームページ等で登録企業名と取組内容を掲載し、広くPRする。 2 県の中小企業資金融資制度経営合理化資金の子育て支援枠の利用対象企業とする。 3 男性の育児休業取得奨励金の支給対象企業とする。 4 県内の金融機関で、登録企業対象の資金融資及び登録企業従業員の利用するローンについて、金利優遇対象とする。 5 建設工事の入札参加資格における主観点数の加点を行う。 6 登録企業等を対象とした「合同企業説明会」が開催する。 7 両立支援アドバイザー(無料)の派遣を申請できる。</p>
4	申請等に必要書類	・岐阜県仕事と家庭の両立支援アドバイザー派遣申請書	<p>・岐阜県子育て支援企業登録届出書</p> <p><岐阜県子育て支援企業のタイプ2として登録を受けようとする企業> ・所管労働局に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の写し(受付印があるもの)</p> <p><エクセレント企業の認定を受けようとする企業> ・岐阜県子育て支援エクセレント企業認定申請書</p>
5	実施に当たって留意・工夫した点		登録企業全体の両立支援の取組のレベルアップを図るため、他の企業の模範となるような優れた取組を実施する企業を「エクセレント企業」として認定する制度を平成23年度に新設した。
6	取組の実績・効果	<p>(派遣実績)</p> <p>・平成20年 4企業7回 ・平成21年 6企業8回 ・平成22年 2企業2回</p> <p>※平成23年度は、県社会保険労務士会に委託して、従業員100人以下の全ての子育て支援登録企業(1,412社)へ社会保険労務士を派遣し、実態把握及びアドバイスをを行ったため、アドバイザー派遣事業は実施しなかった。</p>	<p>・岐阜県子育て支援企業登録制度登録企業数 1,571社(平成23年度末)</p> <p>・岐阜県子育て支援エクセレント企業認定数 8社(平成23年度末)</p>
7	今後の課題	ワーク・ライフ・バランスに関する専門性の高い社会保険労務士を養成することが課題であったため、昨年度から、専門家による社会保険労務士への研修会や、企業訪問の実地指導・助言を実施している。	登録企業全体の取組内容を底上げするため、他の企業の模範となるような優れた取組を実施する企業を育成し、広く普及していく。
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kosodate/work-life-balance/shienkigyo/

	17	18
都道府県名	岐阜県	静岡県
担当部課名	環境生活部少子化対策課	健康福祉部こども未来課
連絡先	058-272-8077	054-221-2037
1 導入時期	平成19年3月	平成23年10月
2 項目	「早く家庭に帰る日」の普及促進	静岡県次世代育成支援企業認証制度
3 概要	<p>「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例（平成19年岐阜県条例第11号）」で、毎月「8」のつく日（8日、18日、28日）を「早く家庭に帰る日」として定め、この日は、父親をはじめ子育て家庭の保護者の働き方を見直し、早く家庭に帰って、家族そろって夕食をとったりするなど、子どもとふれ合う時間を持つよう民間企業、市町村等に働きかける。</p>	<p>○趣旨：仕事と生活が両立できる環境の実現に向けた取組として、働き方の見直しや仕事と子育て等の両立を図るための職場環境づくりを推進し、さらに、男女がともに能力を発揮できる男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んでいる企業を知事が認証し広く紹介する。（次世代育成支援対策の推進施策として、次世代育成支援施策を所管する部署が中心となり制度を創設）</p> <p>○登録要件 次の4つの認証要件を満たす企業を認証企業とする。 1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出 2 育児・介護休暇等制度の導入（就業規則又は労働協約への規定） 3 県の「男女共同参画社会づくり宣言」を行っていること。 4 法定を上回る休業制度など審査項目の充足</p> <p>○支援措置 1 中小企業向け県制度融資（少子化対策・障害者雇用支援貸付） ・資金使途：企業の事業に必要な設備資金・運転資金 ・融資限度額：7千万円 ・融資利率：年1.6% 2 庁舎等管理業務競争入札参加資格 審査付与数値に5点加算 3 森林整備工事の指名競争入札 指名競争入札に優先選定 4 建設工事入札参加資格総合点数に10点加算</p>
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	岐阜県子育て支援企業登録制度登録企業等に働きかけるとともに、県が率先して取組を行っている。	①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、②育児・介護休暇等制度の導入（就業規則又は労働協約への規定）、③くらし・環境部男女共同参画課が行っている「男女共同参画社会づくり宣言」、④県が必要最低限として設定する、職場環境づくり等の関係項目すべての充足の4項目を認証要件としており、それぞれの項目を所管する部署が共同して審査を行っている。
6 取組の実績・効果	<p>○取組状況 市町村：34市町村（H23.5調査） 民間企業：734社（H24.4調査） ※「ノーマルデー」など「早く家庭に帰る日」に準じた取組を含む</p>	認証企業：5件（平成24年3月まで）
7 今後の課題	取組の普及促進	<p>・一層の制度の周知 ・認証の際の企業等の規模及び業態の勘案 ・認証企業のメリット拡充 認証企業には別添のロゴマークの使用を認め、企業が名刺、ホームページ、自社製品等に表示することにより、企業のイメージアップにつながることを期待している。</p>
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kosodate/work-life-balance/havaku-kateini-kaeru/	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/jisedai-kigyuu.html

	18	19
都道府県名	静岡県	愛知県
担当部課名	くらし・環境部男女共同参画課	産業労働部労働福祉課
連絡先	054-221-3122	052-954-6360
1 導入時期	平成19年4月	平成19年5月
2 項目	男女共同参画社会づくり宣言推進事業	愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度
3 概要	<p>県内事業所・団体が、ワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に取り組むことを「宣言」として県に登録し、県は宣言事業所・団体を積極的にPRすると共に、宣言の実践を支援する様々な施策を展開する。</p>	<p>○趣旨： ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」として登録し、広く紹介することにより、各企業がその取り組みを進め、多くの企業がファミリー・フレンドリー企業となることで、働く人の職場環境が良くなるようにすることを目的としている。 愛知県内に本社又は主たる事業所を置く企業が対象。</p> <p>○登録要件： 従業員のワーク・ライフ・バランスの推進のために取り組む企業で、以下の要件を満たすこと 1 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出ていること 2 育児・介護休業法を遵守した就業規則、規程等が整備されていること 3 一般事業主行動計画に定めた取組目標や規則等で定めた子育て支援制度の公表に同意すること</p>
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>男女共同参画社会づくりに向け、県内事業所・団体において、現状より一歩でも前進していくような取組が進められるよう、宣言内容は、男女共同参画の推進に関することとするのほかに細かい定義は設けないこととした。 また、当初4年間で500件の宣言登録件数を目標として、県内事業所・団体へ宣言に向けた働きかけを行った。</p>	<p>次のような支援を行っている。 1 ワーク・ライフ・バランス普及コンサルタントの無料派遣 従業員数300人以下の県内企業の方は、ファミリー・フレンドリー企業への登録やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりのため企業内研修等に、コンサルタント(社会保険労務士に委嘱)を無料で利用できる。また既に登録した企業は、従業員規模に関わらず更新手続等にも利用できる。 2 専用サイトや愛知県公式携帯サイトにおいて、登録企業の取組を紹介 3 愛知県ファミリー・フレンドリー・マークの使用 4 特に優れた取組を実施している企業を対象に、愛知県知事が表彰 5 愛知県中小企業融資制度の対象 運転資金や事業所内保育所の整備などの設備資金に活用 6 愛知県が発注する建設工事における入札参加資格審査の成績評価で、「ファミリー・フレンドリー企業登録状況点数」を加算 7 愛知県ファミリー・フレンドリー企業フェア(会社合同説明会)への参加</p>
6 取組の実績・効果	<p>宣言登録件数は順調に伸び、「平成22年度末までに500宣言」を、1年以上前倒しで達成した。 平成23年2月に策定した第2次県男女共同参画基本計画においては、平成25年度末までに宣言登録件数を1000件とする新たな目標を設定した。</p>	平成24年4月末現在の登録企業数：920社
7 今後の課題	<p>関係機関との連携による働きかけ等を強化し、宣言事業所・団体のすそ野の拡大を図るとともに、宣言内容の実践に向け、セミナー、情報交換会や研修応援事業等により、宣言事業所間のネットワークづくりや研修の機会を継続的に提供し、事業の充実を図っていく。</p>	<p>愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録数を増やすことにより、仕事と子育てや介護等を両立できる職場を拡大していくため、積極的な制度のPRを行うとともに、一般事業主行動計画策定が義務付けられていない従業員100人以下の中小企業についても、ファミリー・フレンドリー企業への登録を推進する。</p>
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/sengen/index.html	http://famifure.pref.aichi.jp/

		20	
都道府県名		滋賀県	
担当部課名		教育委員会事務局生涯学習課	健康福祉部子ども・青少年局
連絡先		077-528-4654	077-528-3561
1	導入時期	平成18年4月	平成23年4月
2	項目	滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふあみ)	滋賀県男性の育児休業取得奨励金
3	概要	<p>家庭の教育力の向上に向けた職場づくりをはじめ社会全体で子どもの育ちを支えるために、経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでいただける企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進しようとする制度である。</p>	<p>・企業における男性労働者の育児休業取得を促進するとともに、男性の育児休業の取得に向けた気運醸成を図るため、事業主が男性労働者に育児休業を取得させた場合に、当該事業主に対して奨励金を支給する。 ・奨励金の支給は、平成23年4月1日以降において、1事業主につき1回限りとし、その支給額は200,000円とする。</p>
4	申請等に必要書類	滋賀県家庭教育協力企業協定申込書	<p>・滋賀県男性の育児休業取得奨励金支給申請書 ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証の写し ・育児休業に係る子の出生の事実を確認できる書類 ・男性労働者から提出された育児休業の取得の申出書の写し ・休業を取得した男性労働者の出勤簿等の写し(休業状況および職場復帰後の出勤状況が確認できるもの) ・育児休業にかかる就業規則等の写し ・その他知事が必要と認める書類</p>
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>滋賀県教育委員会は、企業と相談しながら次のような支援をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てについて学ぶ機会を支援する。 ・県教育委員会広報紙を配布する。 ・県のホームページや県教育委員会広報紙などで企業の取組を紹介する。 	<p>○支給対象事業主の要件を以下のとおりとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内に事業所を有すること。 2 常時雇用する従業員の数が300人以下であること。 3 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業(※)の登録をしていること。 4 過去に男性労働者の育児休業実績がなく、平成23年4月1日以降に男性労働者が初めての育児休業の取得をする事業所であること。 5 労働協約または就業規則の中に育児休業に関する規定を設けていること。 6 育児・介護休業法の規定を遵守していること。 <p>○対象となる男性の育児休業取得者の要件を以下のとおりとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内の事業所に勤務していること。 2 平成23年4月1日以降、その養育する子が1歳2ヶ月に達するまでの間に、育児休業を5日(勤務を要しない日を除く)以上含む1週間以上連続した休業・休日等を取得し、かつ当該休業終了後に原職に復帰していること。 <p>○奨励金の支給を受けた事業主は、県が行う男性の育児休業取得を促進するための広報・啓発のほか、ワーク・ライフ・バランス推進に関係する事業に協力するよう努めることとした。</p>
6	取組の実績・効果	<p>企業等と県教委が協定を結び、家庭の教育力向上に向けた企業等の主体的な取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年度: 1, 111事業所 ・H22年度: 1, 008事業所 ・H21年度: 904事業所 	平成23年度実績: 13社
7	今後の課題	家庭教育協力企業協定制度について周知を図り、締結企業数の拡大に努めるとともに、締結企業における取組の充実を働きかける必要がある。	奨励金を活用して男性の育児休業取得に取り組む事業主の実績数を引き続き確保するとともに、すでに奨励金を支給した事業主および育児休業取得者の声をホームページ等を通じて広報し、気運の醸成につなげていく必要がある。
8	その他特記事項		(※)ワーク・ライフ・バランス推進企業 滋賀県では「子育てしやすい職場」、「男女がともに働きやすい職場」などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでおられる企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、企業名や取組を広く紹介している。
9	参考URL	http://www.nionet.jp/lldivision/kiyokoyoutei/	http://www.pref.shiga.jp/e/kodomokatei/ikumensvorei.html

		20	
都道府県名		滋賀県	
担当部課名		商工観光労働部労働雇用政策課	商工観光労働部労働雇用政策課
連絡先		077-528-3751	077-528-3751
1	導入時期	平成19年12月	平成20年4月
2	項目	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター設置事業
3	概要	<p>○趣旨：県内企業における一般事業主行動計画策定を推進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を行う企業を「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録し、登録証を発行する。</p> <p>登録企業についてはその取組（行動計画）を県のホームページで公開し、企業の自主的な取組の促進を図り労働者の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>○登録要件：次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届出をしていること。</p>	<p>・滋賀県社会保険労務士会への委託事業である。一般事業主行動計画策定のための知識がない県内中小企業を対象に、コーディネーターとして社労士を派遣してもらい、行動計画策定および県の推進企業登録のための手続きについてアドバイスしてもらう。企業が希望する場合は行動計画の策定だけでなく、実践についてアドバイスを得ることも可能である。</p> <p>・また、平成23年度からは行動計画策定支援だけでなくモデル企業事業を開始。県内中小企業をモデル企業として公募し、コーディネーターの方に継続的に行動計画実践の支援を行ってもらう。各企業の取組は事例集としてまとめ、参考事例として県内企業へ情報提供を行う。</p>
4	申請等に必要書類	<p>滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録申込書 自社の一般事業主行動計画の写し 滋賀労働局で受付された一般事業主行動計画策定届の写し（受付印が押印されたもの） （企業の概要がわかるパンフレットや取組をPRするものがあれば添付してください）</p>	
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>・登録の要件は一般事業主行動計画を策定していることのみであり、ハードルは低めに設定している。</p> <p>・取組を進めやすい環境が整っている企業のみが登録するのではなく、県内の多くの企業が参加することで、機運を盛り上げていくことを目的としている。</p>	<p>・当初は行動計画策定支援のみを行っていた。平成23年度には県内企業において行動計画策定の機運が高まってきたことから、計画の実践を重視したモデル企業を追加した。このように、県内企業の状況に合わせて適時必要のある支援策を実施している。</p> <p>・モデル企業事業では、最初に社内にWLB委員会を設置し、様々な立場の社員のニーズを吸い上げる体制を作った。さらにアンケートを実施し、各企業の実態にあった導入プランを策定した。プラン実施後もコーディネーターによるコンサルティングを行い、問題点・課題の把握および取組内容の再検討を適時行った。</p>
6	取組の実績・効果	<p>平成23年度末時点登録企業数597社。 うち従業員数100人以下の企業（一般事業主行動計画策定が努力目標となっている企業）が561社であり、これら中小企業における行動計画策定に向けたモチベーションとなっている。</p>	<p>平成20年度 行動計画新規策定支援企業数 45社 平成21年度 行動計画新規策定支援企業数 51社 平成22年度 行動計画新規策定支援企業数 65社 平成23年度 行動計画新規策定支援企業数 15社、モデル企業実践支援2社</p>
7	今後の課題	<p>登録企業数の伸びは当初の予定を大きく上回り、中小企業をはじめとして、県内企業における一般事業主行動計画策定の機運は高まってきたと言える。今後は行動計画を策定した企業への実践支援にも力を入れていく必要がある。</p>	<p>モデル企業事業は各企業の取組について長い目で成果を見ることが必要である。</p>
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/wlb/index.html	http://www.pref.shiga.jp/f/rosei/wlb/wlb04_modelkigyou/h23modelkigyouiirei.html

	20	21
都道府県名	滋賀県	京都府
担当部課名	総合政策部男女共同参画課	府民生活部男女共同参画課
連絡先	077-528-3070	075-692-3236
1 導入時期	平成23年10月	平成19年4月
2 項目	女性の就労・キャリアアップの支援 (滋賀マザーズジョブステーション運営事業)	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度 (平成23年11月までは「京都モデル」子育て応援中小企業認証制度)
3 概要	<p>出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性を支援するために、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや保育情報の提供、一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで行う「滋賀マザーズジョブステーション」を運営している。</p>	<p>○趣旨：仕事と介護・子育ての両立や多様な働き方などワーク・ライフ・バランスの実現が重要な課題となっており、中小企業の実情にあったワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を府独自に認証し、企業の自主的な取組の普及促進を図っている。</p> <p>○認証手順 ・宣言登録：ワーク・ライフ・バランス推進の方針を宣言 ・認証登録：宣言後、取組により認証基準を満たすと認証</p> <p>○支援措置 府のホームページ・広報誌等で認証企業として積極的に公表 「認証地域貢献企業からの物品調達実施要領」に基づき、障害者雇用など雇用や地域防災の活動の分野での積極的な取組で、京都府の認証などを受けている府内の中小企業者（府内に本店、支店、営業所等を有する者）から優先して物品を調達する地域貢献企業調達を実施 企業向けには、商工中金「きょうと子育て応援企業ローン」の優遇金利を設定 従業員向けには、近畿労金「育児休業資金特別融資」の優遇金利を設定</p>
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	関係機関との連携を密に進めている。	社会保険労務士とアドバイザーからなる「ワーク・ライフ・バランス企業支援チーム」により、法に沿った制度整備や運用のアドバイス、人事・労務担当者へのセミナーの開催等の支援を実施
6 取組の実績・効果	<p>(H23年度利用実績 10/19開設～3/31の間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 811人 ・セミナー・訓練受講者数 延べ577人 ・福祉人材センター巡回相談(月1回) 9人 ・求人情報検索機利用(1/24から稼働) 145人 ・託児数 999人 <p>(就職内定状況) H23年度 109件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス認証企業66社、推進宣言企業651社(平成23年度末累計) ・企業支援チームの設置(平成23年)以降、格段に認証企業増(19年度：10社、20年度：16社、21年度：10社、22年度：5社、23年度：25社)
7 今後の課題	滋賀マザーズジョブステーションの周知と利用者増加のための取組が必要である。	<p>地域における関係機関の連携推進体制を強化することが重要。</p> <p>また、府内の99%以上を占める中小企業においては、ワーク・ライフ・バランスの取組が浸透しにくい現状にあることから、「ワーク・ライフ・バランス企業支援チーム」を設置して、個別訪問により中小企業における取組を支援しているところであるが、このような推進体制の継続・強化、並びに団塊世代を始めとする多世代が集う地域においてもワーク・ライフ・バランスが実践できるような取組に必要な財源措置が必要である。</p>
8 その他特記事項		<ul style="list-style-type: none"> ○平成22年8月、オール京都で取り組む「京都 仕事と生活の調和行動計画」を策定。 ○行動計画に基づく推進拠点として「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」を開設(平成23年) ○「京都ワーク・ライフ・バランスサイト」の開設(平成23年)
9 参考URL	http://www.pref.shiga.jp/c/g-net/mothersjob/station.html	http://www.pref.kyoto.jp/rosei-ninsho/

		22	23
都道府県名		大阪府	和歌山県
担当部課名		府民文化部男女参画・府民協働課	環境生活部県民局青少年・男女共同参画課
連絡先		06-6210-9321	073-441-2510
1	導入時期	平成15年1月	平成17年4月
2	項目	「男女いきいき・元気宣言」事業者登録	和歌山県男女共同参画推進事業者奨励事業
3	概要	<p>○趣旨：大阪府男女共同参画推進条例第11条において、事業者の取組を推進するため、大阪府が顕彰その他の必要な措置を講じることを定めており、その規定を具体化するものとして創設した制度。</p> <p>働く場において「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともいきいきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その自主的な取組の輪が広がるよう応援するもの。</p> <p>○登録要件： 登録募集の対象は、大阪府内に事業所があり、下記のような取組を行っている企業・団体等、または、下記のような取組を進める意欲がある企業・団体等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性の能力を活用するための取組 2 男性の育児参加を支援するための取組 3 仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにするための取組 4 男女がともに働きやすい職場づくりのための取組 5 その他、働く場における男女共同参画を推進するための取組 	<p>○趣旨：男女が共に安心して生き生きと働くことができる職場・環境づくりに取り組んでいる事業者を「男女共同参画推進事業者」として登録し、その活動を応援するもの。</p> <p>○登録要件：県内に事業所があり、下記のような取組を行っている企業（支店等を含む。）、団体等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性が能力を発揮しやすくするための取組 2 仕事と生活の調和推進のための取組 3 セクシュアル・ハラスメント防止のための取組 4 その他上記項目以外の男女共同参画推進のための取組
4	申請等に必要書類	取組内容について参考になる資料（規則、規定、パンフレット等）があれば、添付（任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進事業者登録申請書 ・男女共同参画取組チェックシート ・取組に関する資料（規則や実施要項の写し等）
5	実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・制度化できていない場合であっても、取り組む意欲があれば対象とし、登録事業者として府の広報媒体で広く紹介すること等により、事業者の自主的な取組を後押しできるようにしている。 ・平成23年4月からは、募集の対象として「男性の育児参加を支援するための取組」を追加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録証を発行し、事業者の取組を県のホームページや情報誌等で広く紹介し、事業の周知啓発を行う。 ・平成18年度から商工中金と連携し、登録事業者を対象に、設備資金・運転資金の低利融資を実施。
6	取組の実績・効果	登録事業者数：220社（平成24年5月末現在）	登録時業者数：51事業者（平成24年5月末現在）
7	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の認知度 ・登録のメリット（インセンティブの付与） 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・メリットの検討
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.osaka.jp/danjo/iigyosya/index.html	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/danjo/shourei-jigyou/index.html

	23	24
都道府県名	和歌山県	鳥取県
担当部課名	福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課	企画部男女共同参画推進課
連絡先	073-441-2492	0857-26-7792
1 導入時期	平成17年4月	鳥取県男女共同参画推進企業認定制度:平成16年2月 鳥取県うれしい職場ささえる大賞の実施:平成20年6月
2 項目	子育て応援企業	鳥取県男女共同参画推進企業認定事業
3 概要	<p>○趣旨:子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる社会づくり等を推進するため、労働者の仕事と子育ての両立の推進や地域における子育て支援を実施する企業等を認定</p> <p>○登録要件:次の取組を実施する、県内に事業所を有する企業等</p> <p>1 仕事と子育ての両立を推進を目的とした、自社の労働者に対する雇用環境の整備</p> <p>2 子どもの健やかな育成のための地域貢献活動など</p>	<p>○鳥取県男女共同参画推進企業認定制度</p> <p>仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、広く紹介することにより、県内企業における男女共同参画の普及推進を図る。</p> <p><認定の対象となる企業></p> <p>県内で就業規則を定めて事業活動を行い、次の取組を進める企業、法人、団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の両立支援の取組 ・男女がともに働きやすい職場づくりの取組 ・男女均等な能力活用の取組 <p>○鳥取県うれしい職場ささえる大賞の実施</p> <p>鳥取県男女共同参画推進企業の中から特に意欲的な取組を推進している企業・事業所を表彰し、広く周知することで、県全体としての男女共同参画社会づくりへの機運を高める。(隔年実施)</p>
4 申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援企業応募用紙 ・取組に関する資料(規則や実施要項の写し等) 	<p>○鳥取県男女共同参画推進企業認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県男女共同参画推進企業認定申請書 ・鳥取県男女共同参画推進企業認定審査票 ・企業の概要がわかるもの ・就業規則、または就業規則に準ずる規定の写し ・その他取組の内容について参考となる資料
5 実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証を交付するとともに、取組内容をあらゆる機会をとらえて広報する。 ・平成18年度から商工中金と連携し、登録事業者を対象に、設備資金・運転資金の低利融資を実施。 	<p>○鳥取県男女共同参画推進企業認定制度</p> <p>企業の事務負担を軽減し、より利用しやすい制度とするよう認定の有効期間等制度内容の見直しを行った。(平成24年4月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から鳥取県男女共同参画推進企業の認定を受けることに意欲的な企業や既に認定を受けた企業に就業規則整備支援コンサルタント(社会保険労務士)を派遣し、就業規則等の整備を支援する事業を実施。 ・平成24年度から商工中金と連携し、認定企業を対象に、設備資金・運転資金の低利融資を実施。
6 取組の実績・効果	県内の70企業等を認定(平成24年7月現在)	<p>○鳥取県男女共同参画推進企業認定制度</p> <p><認定企業数(平成24年8月27日現在)></p> <p>463社(廃業等25社を含む)</p> <p>○鳥取県うれしい職場ささえる大賞の実施</p> <p><平成20年度からの受賞企業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最優秀賞 2社 ・優秀賞 4社 ・奨励賞 7社
7 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・認定団体数の増加 	認定企業が社会的に評価される環境づくり、インセンティブの充実などにより、企業の自主的な認定取得を促進する必要がある。
8 その他特記事項		県の建設工事及び測量等業務の指名業者選定における加点の付与、県の物品調達における入札機会の増加などの優遇措置については、「(4)その他の公共調達における男女共同参画等を推進するための取組状況」を参照。
9 参考URL	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/syousika/ouen/ninteiseido/ninte_index.html	http://www.pref.tottori.lg.jp/58198.htm

		24	
都道府県名		鳥取県	
担当部課名		福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課	商工労働部雇用人材総室労働政策室
連絡先		0857-26-7148	0857-26-7224
1	導入時期	平成23年4月	平成8年4月
2	項目	とっとりイクメンプロジェクト推進事業	育児・介護休業者生活資金支援事業
3	概要	<p>子育て中の親の仕事と育児の両立支援、母親の身体的・精神的負担の軽減を図るよう実効性の伴った男性の育児参加及びワーク・ライフ・バランスの促進を図るため、以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得率向上を図るため、従業員に対して育児休業を取得させた事業主に対して、休業日数に応じて上限30万円とした奨励金を支給(男性の育児休業促進奨励金) ・セミナーなどのイベント実施、啓発冊子の作成・配布などによって、男性の育児参加に関する意識啓発を実施(意識啓発事業) ・男性の育児をテーマとした全国フォーラムの招致及び実施運営への参画 	<p>育児・介護休業者に生活資金を低利融資し、子どもを産み育てやすい環境及び家族介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ……育児・介護休業者本人 ・貸付限度額…100万円 ・貸付利率 ……1.0%(固定金利、保証付きの場合は別途保証料1.25%が必要) ・償還期間 ……休業終了後5年以内(休業中は元金償還据置)
4	申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児休業促進奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業促進奨励金支給申請書 ・(101人以上の企業、男性の育児休業促進補助金交付申請書) ・一般事業主行動計画 ・就業規則 ・育児休業の申出書及び承認書 ・休業を取得した男性労働者の休業状況及び職場復帰後の出勤状況が確認できるもの ・補助金事業計画書(101人以上の企業のみ) ・補助金収支予算書(101人以上の企業のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業者生活資金 <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業者生活資金借入申込書 ・育児休業等取扱通知書(写) ※事業所が従業員に育児休業等に係る取扱を通知した書類の写し ○介護休業者生活資金 <ul style="list-style-type: none"> ・介護休業者生活資金借入申込書 ・介護休業取扱通知書(写)及び介護短時間勤務取扱通知書(写) ※事業所が従業員に介護休業及び短時間勤務に係る取扱を通知した書類の写し ・介護休業に係る家族と同居し扶養していることを証明するもの ※介護休業に係る家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に添付
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>男性の育児参加を進めるためには、個人だけでなく企業も"男性の育児"及び"ワーク・ライフ・バランス"についての認識を高める必要があると考えて、父親本人と企業の両方向に向け意識啓発を行った。</p>	<p>借受者への支援状況を明確にするため、金融機関利回りと実際に育児・介護休業者が借り入れる利息との差額を補助する「利子補給方式」へ、平成18年度新規貸付分より移行した(従来は預託方式)。</p> <p>さらに、平成22年4月から連帯保証人の確保が困難な方でも利用可能となるよう、「保証機関による保証」を可能とし、同年12月から取扱機関を拡大。</p>
6	取組の実績・効果	<p>平成23年度のイクメンプロジェクト事業として行ったセミナーやフォーラムにある程度の参加者があり、また、男性の育児休業促進奨励金の支給件数も平成24年度になって増加していることから、県内の"男性の育児休業"に対する認識が徐々に高まりつつあると考える。</p>	<p>平成21年度までは、毎年10件前後の利用実績があったが、平成22年度は2件、平成23年度は0件(問合せは2件あり)と後退。</p>
7	今後の課題	<p>男性の育児参加を当然のものとするためには、「男性は仕事をし、女性は子育てをする」という昔からある固定観念を変えていく必要があり、即座に成果の見える施策分野ではなく、長期的なスパンで、断続的に意識啓発を行っていく必要と考える。</p> <p>また、平成23年度から実施している「男性の育児休業促進奨励金」については、様々な機会を使って、更なる周知に努める必要がある。</p>	<p>子ども手当の創設(平成22年度)や、既存の育児休業給付制度・介護休業給付制度もあり、利用促進には当制度のさらなるPRが必要。</p>
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.tottori.lg.jp/ikumen/	http://www.pref.tottori.lg.jp/99643.htm

	24	25
都道府県名	鳥取県	鳥根県
担当部課名	鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課	環境生活部環境生活総務課
連絡先	0857-26-7521	0852-22-5245
1 導入時期	平成17年10月	平成19年4月
2 項目	家庭教育推進協力企業制度	しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)認定制度
3 概要	<p>○趣旨:保護者である従業員が子育てしやすく、子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりを進めることにより、ワークライフバランスや男女共同参画の視点に立った子育て支援を推進する。</p> <p>○協力企業要件:主に県内において事業活動を行う企業のうち、制度の趣旨に賛同し、保護者である従業員の方々が子育てしやすく、また、子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりのため、次の1から4に掲げる「家庭教育支援に関する取組」のうち2つ以上に取り組んでいる企業</p> <p>1 学校へ行ってみよう 参観日や保護者会、学校行事等への参加の働きかけや、休暇が取りやすい職場環境づくりの取組</p> <p>2 仕事を語ろう、仕事を見せよう 子どもたちによる親の職場訪問等の取組</p> <p>3 子どもの体験活動をひろげよう 親子や家族で参加する自然体験活動や地域活動</p> <p>4 我が社の子育て支援 1~3に準じた「子育て環境づくり」に向けた各種の取組及び学校や地域と連携した取組</p> <p>○支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ、県教育委員会や知事部局関係課の刊行物等で協力企業を紹介 ・「とっとり子育て応援団」の派遣などによる企業の取組支援 ・協力企業を紹介するパンフレットの作成と県内の学校や各種団体への配布・PR ・市町村教育委員会へ協力企業の紹介及びPR依頼 ・鳥取県が発注する物品調達、役務・委託(公共工事に係るものを除く)の入札(見積)において通常の依頼業者に協力企業1社を追加する優遇措置 	<p>○趣旨:一般事業主行動計画の策定にとどまらず、従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」に認定</p> <p>○認定要件:こっころカンパニー認定審査票において、各企業の「仕事と子育ての両立支援」、「働き方の見直し」、「男女共同参画」への取り組み状況を審査し、以下の条件を満たしている企業を認定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本項目審査の要件を満たし、かつ、こっころ度審査で、こっころポイントが55こっころ以上の企業 ・認定申請書の添付資料として、労働局に届け出された一般事業主行動計画の策定の写しと就業規則(育児・介護休業規定等含む)の写しが必要 <p>○支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定企業を県ホームページ・新聞紙上でPR ・広告、商品、求人広告などへの「こっころカンパニー ロゴマーク」の使用可能 ・優れた取り組みの企業を知事表彰 ・優良企業の取り組み事例を「しまね子育て情報誌」、「フォトしまね」などで紹介 ・県の中小企業制度融資において低利の融資が受けられる。 ・商工中金の低利融資制度「しまね子育て応援企業サポートローン」が利用できる。
4 申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県家庭教育推進協力企業協定申込書 ・家庭教育の充実に向けた職場環境づくり取組計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・一般事業主行動計画及び届出書の写し ・その他の資料(情報提供資料、講習資料、給与規定等)
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>県が定めた協定の条件(①学校へ行ってみよう、②仕事を語ろう・仕事を見せよう、③子どもの体験活動をひろげよう)の他に、④我が社の子育て支援として企業独自に取り組める内容を含めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や企業に対する制度説明 ・市町村へ管内企業についての認定拡大の依頼 ・優遇措置の拡大・継続
6 取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育推進協力企業が500社を超え、県内全域に広がっている。 ・協定式等において協力企業の代表の方から制度の有用性や企業内での取組が進んでいることも報告されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立を支援する企業の増加 ・両立支援意識の他企業への波及 ・企業や地域をあげて子育てを支援する機運の醸成
7 今後の課題	<p>社会・経済情勢の変化等により、従業員の休暇取得の促進等の取組に支障が生じている企業もみられる。</p>	<p>認定企業は県内企業の一部であるため、認定企業を増やし、仕事と家庭の両立しやすい職場づくりを進める企業を増やす必要がある。</p>
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyō-seido/	http://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoushika/syoushika/cmsprt/cocom/home.html

		26	
都道府県名		岡山県	
担当部課名		県民生活部男女共同参画青少年課	保健福祉部子ども未来課
連絡先		086-226-0553	086-226-7347
1	導入時期	平成14年7月	平成19年8月
2	項目	岡山県男女共同参画社会づくり表彰	おかやま子育て応援宣言企業
3	概要	男女共同参画社会づくりに積極的に取り組み、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる事業者、個人を表彰する。	<p>○趣旨:岡山県内に所在する企業等から、安心して子育て出来る環境づくりとして取り組む内容を「子育て応援宣言」として登録</p> <p>○登録要件:雇用する従業員の子育てや地域における子育てを応援するために取り組む内容を企業・事業所の代表者が宣言すること</p> <p>○支援措置</p> <p>1 「おかやま子育て応援宣言企業/パパ育休と売ろうね助成金」の支給</p> <p>2 「おかやま子育て応援宣言企業サポート事業」により応援宣言内容の実現やワーク・ライフ・バランスの導入のために必要とする専門家を派遣</p> <p>3 「おかやま子育て応援宣言企業ローン」の利用</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		
6	取組の実績・効果	平成14年度～23年度までに12事業者を表彰 (平成23年度:1事業者)	登録企業数:495社(平成24年6月7日現在)
7	今後の課題	表彰候補者の把握を幅広く行う必要がある。	
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-26892.html	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-11551.html

		26	
都道府県名		岡山県	
担当部署名		保健福祉部子ども未来課	保健福祉部子ども未来課
連絡先		086-226-7347	086-226-7347
1	導入時期	平成20年10月	平成21年9月
2	項目	おかやま子育て応援宣言企業/パパ育児取ろうね助成金	おかやま子育て応援宣言企業サポート事業
3	概要	<p>○趣旨:「おかやま子育て応援宣言企業」として登録した企業・事業所のうち、ある一定の要件を満たした事業主に対して助成金を支給することにより、男性労働者の育児休業の取得を促進し、社会全体で子育てを支え合う環境づくりの一層の推進を図る。</p> <p>○支給対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 岡山県内に住所を有する雇用保険の適用事業主であること。 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、平成21年4月1日以降に岡山労働局に届けていること 就業規則又は労働協約により、育児・介護休業法を遵守した育児休業制度育児休業制度を設けていること 常時雇用する男性労働者が、平成22年7月1日以降、勤務を要しない日を除いて連続する5日以上育児休業を取得し、育児休業終了後に原職等に復帰させていること <p>○「常時雇用する男性労働者の育児休業取得」に対する助成金 1事業主あたり 100,000円(1事業主につき1回限り)</p>	平成21年度から、おかやま子育て応援宣言企業として登録された企業・事業所を対象として、「応援宣言の実現」や「ワーク・ライフ・バランスの導入」のために必要とする社会保険労務士、中小企業診断士及び子育て支援関係のNPOを派遣する。
4	申請等に必要書類	<p>おかやま子育て応援宣言企業/パパ育児取ろうね助成金支給申請書(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画策定届の写し 就業規則又は労働協約の写し 対象となる労働者の育児休業取得申出書の写し 対象となる労働者のタイムカード又は出勤簿の写し 対象となる労働者の賞金台帳の写し 	
5	実施に当たって留意・工夫した点	「おかやま子育て応援宣言企業/パパ育児取ろうね助成金」を広く周知させ、より多くの企業に申請してもらうため、岡山労働局と連携して行う説明会等や、ラジオ、広報紙などで情報提供を行っている。	「おかやま子育て応援宣言企業サポート事業」を広く周知させ、より多くの企業に申請してもらうため、岡山労働局と連携して行う説明会等や、ラジオ、広報紙などで情報提供を行っている。
6	取組の実績・効果	<p>社内研修等実施件数 189件(平成20年度～平成23年度)</p> <p>男性労働者育児休業取得件数 40件(平成21年度～平成23年度)</p>	<p>平成21年度:5件</p> <p>平成22年度:3件</p> <p>平成23年度:0件</p>
7	今後の課題	男性の育児休業の取得件数は、依然少ない状況である。この状況を是正するため、職場優先の風土の見直しや男性を含めた働き方の見直しのための支援に積極的に取り組む必要がある。	労働局と連携した会議、ラジオ、広報紙で情報提供を行うものの、昨年度の実績件数は0件となっており、企業への周知は不十分であるといえる。今後は企業への個別訪問を行うなど、企業への直接的なアプローチが必要である。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.okayama.jp/page/272978.html	http://www.pref.okayama.jp/page/detail-43154.html

		26	
都道府県名		岡山県	
担当部課名		備中県民局地域政策部協働推進室	美作県民局健康福祉部福祉振興課
連絡先		086-434-7003	0868-23-0113
1	導入時期	平成22年4月	平成23年4月 ※平成24年度で終了予定
2	項目	備中県民局協働事業提案募集制度	お父さんの子育て支援事業
3	概要	<p>・岡山県備中県民局では、地域の諸課題を解決し、個性豊かで活力ある『快適生活県おかやま』を実現するため、NPO、市民活動団体、町内会、ボランティア団体など多様な主体との協働の取組として、『協働事業提案募集制度採択事業』を実施</p> <p>・協働事業を民間から広く募集し、地域の活性化を図る目的であり、備中地域独自の問題の解決に向けて指定テーマを設け、より効率的に問題解決を図る工夫をした。（指定以外の自由テーマによる応募も可能としている。）</p>	<p>子育て支援NPO法人等、青年会議所、市町村と協働して、青年会議所会員等を対象に出前講座を実施したり、「お父さんの子育てハンドブック」を作成・配付することにより、夫婦で行う子育ての楽しさや大切さを再認識してもらい、父親が子どもと触れ合う時間を増やし、積極的に子育てに参加し、お互いに協力して子育てをするという意識づくりを進める。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	募集するテーマに「男女共同参画の推進」を設け、民間の知恵や活力を導入できる制度を構築した。	出前講座の内容は、誰でも楽しくできる活動の紹介や興味を持てるものにするのと同時に、「お父さんの子育てハンドブック」の作成に当たっては、NPO法人等による作成委員会を設置して内容の検討を行い、イラストを多用して読みやすく仕上げた。
6	取組の実績・効果	「男女共同参画の推進」のテーマでは、平成22年度：1事業、平成23年度：2事業、平成24年度：1事業を採択した。	<p>・子育て出前講座 5回実施（23年度）</p> <p>・お父さんの子育てハンドブック 20,000部作成・配付</p> <p>父親が積極的に子育てに参加しようとする意識が高まり、母親の負担軽減につながるとともに、少子化対策の一助となることが期待できる。</p>
7	今後の課題		父親の積極的な育児参加は、母親の育児負担感の軽減、ひいては少子化対策の一助にもなることから、継続した取組が必要である。
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.pref.okayama.jp/page/272794.html

		27	
都道府県名		広島県	
担当部課名		商工労働局産業人材課	商工労働局産業人材課
連絡先		082-513-3419	082-513-3419
1	導入時期	平成18年6月	平成22年4月
2	項目	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度	広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度
3	概要	<p>○趣旨 一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を、県が登録する制度</p> <p>○支援措置 登録企業には、登録証を交付するとともに、取組内容を県のホームページで紹介 登録マークを企業ホームページや名刺・広告・商品などに使用可能 県の建設工事入札参加資格の格付け認定において、加点</p>	<p>○趣旨 男性労働者の育児休業等の取得促進に取り組むことを宣言した企業等を、県が登録する制度 県内に事業所を有し、男性育児休業等促進宣言文を作成して、男性労働者の1週間以上の育児休業等の取得促進に取り組む企業等</p> <p>○支援措置 登録企業等には、登録証を交付するとともに、取組内容を県ホームページ及び県広報媒体を活用して広く紹介 登録企業等のうち、中小企業等の男性従業員が1週間以上の育児休業等を取得した場合、県から奨励金の支給を受けることが可能</p>
4	申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度応募用紙(様式) ・添付書類 1 一般事業主行動計画の写し 2 一般事業主行動計画策定・変更届の写し 3 写真(社屋外観、代表者の顔写真等、企業等をイメージできるもの)※ホームページ掲載用 (4 更新の場合は実施報告書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県男性育児休業等促進宣言企業登録応募用紙(様式) ・添付書類 1 男性育児休業等促進宣言文(様式) 2 一般事業主行動計画策定・変更届の写し
5	実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・応募用紙と添付書類をFax又は郵送で送るだけで、簡単に登録可能とした。 ・実施に当たり、登録企業等には特典を整備した。 	実施に当たり、登録企業には特典を整備した。
6	取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年3月末で、延べ547社の登録があった。 ・登録企業等へのアンケート等により、企業のイメージアップにつながった、人材確保に役立ったなどの意見が寄せられている。 ・建設工事の入札参加資格の格付け認定について、制度趣旨に賛同する県内他市においても加点制度が導入されている。 	平成24年3月末で、144社の登録があった。
7	今後の課題	登録企業等において、実効性が保たれているかが不明なため、調査し、保たれていない場合はさらなる対策が必要となる。	男性が育児休業を取得しやすい職場風土の醸成や男性の意識改革等が依然として不十分であるため、制度周知と併せた取組が必要。
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/1271205465395.html	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/1270615123191.html

		27	
都道府県名		広島県	
担当部課名		商工労働局産業人材課	商工労働局産業人材課
連絡先		082-513-3419	082-513-3419
1	導入時期	平成22年4月	
2	項目	いきいきパパの育児奨励金	広島県事業所内保育施設整備促進補助金
3	概要	<p>○趣旨 男性従業員が1週間以上の育児休業等を取得した中小企業等に10万～30万円の奨励金を支給</p> <p>○支給要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常時雇用する労働者が300人以下の中小企業等であること 2 一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること 3 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録されていること 4 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録されていること 5 県内の事業所に勤務する男性労働者が、その養育する子が1歳2か月に達するまでの間に、育児休業等(育児休業及び同趣旨の特別休暇)を5日以上含む1週間以上連続した休業・休日等を取得していること 6 同一の男性労働者について、育児休業等の取得促進を目的とする他の補助金等を受給しない(していない)こと <p>○支給額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人目:1週間以上1か月未満20万円、1ヶ月以上30万円 ・2人目～5人目:1週間以上1か月未満10万円、1ヶ月以上20万円 <p>※1事業主につき、取得者5人目までが奨励金の支給対象となる。 ※同一の男性従業員が複数回取得しても、奨励金の支給対象となるのは1度限り</p>	<p>○趣旨 中小企業等の保育ニーズに対応した事業所内保育施設の設置に要する経費を補助することで、男女がともに子育てをしながら働き続けることができる職場環境整備を支援する。</p> <p>○支給要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内に事業所を有し、かつ、一定の要件(※)を満たす事業所内保育施設を県内に設置した中小企業事業主等であること 2 一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること 3 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録されていること 4 同一の事業所内保育施設について、この補助金の他に、国、地方公共団体等から補助金等を受給しておらず、または受給する予定もないこと <p>※一定の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置する事業所内保育施設であること ・事業所内保育施設の乳幼児の利用定員が3人以上10人未満であること ・認可外保育施設指導監督基準を満たしていること 等 <p>○補助対象経費及び補助金限度額等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育施設の新築、増築、改築、購入に要する費用等 ・保育遊具及び備品等の購入に要する費用 (1品当たり1万円以上50万円未満、計150万円まで) 2 補助率:3分の2以内 3 補助限度額:1,500万円
4	申請等に必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきパパの育児奨励金支給申請書 ・添付書類 <ol style="list-style-type: none"> 1 育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類 2 男性労働者から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し 3 休業を取得した男性労働者の出勤簿等の写し(休業状況及び職場復帰後の出勤状況が確認できるもの) 4 休業を取得した男性労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し 5 育児休業等に係る就業規則等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県事業所内保育施設整備促進補助金交付申請書 ・添付書類 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所内保育施設(設置・運営)事業計画書 2 共同中小企業事業主名簿(単独申請の場合は不要) 3 その他知事が必要とする書類
5	実施に当たって留意・工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間という、比較的短期の育児休業等についても奨励金の対象とすることで、企業が取組みやすい制度となるよう工夫した。 ・企業は奨励金を申請するまでに、「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」へ登録していることを要件とすることで、男性従業員が育児休業を取得しやすくなるための企業の取り組みを促した。 	厚生労働省の助成金でカバーできない10人未満(3人以上)の施設を補助対象とした。
6	取組の実績・効果	<p>奨励金活用実績</p> <p>平成22年度 44件 8,500千円 平成23年度 50件 9,300千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に2件、平成23年度に8件の申請に対して補助金を交付した。 ・女性従業員の離職防止に効果があるとの意見が寄せられている。
7	今後の課題	奨励金制度は好評であり、活用実績も増えているが、女性と比べ男性の育児休業取得率はまだ十分とはいえないため、引き続き、男性も育児休業等が取得しやすい職場環境の整備を推進する。	<p>平成24年度から運営費の補助がなくなり、設置費の補助のみとなったため、申請が減る可能性があるが、引き続き制度周知と、新規申請につながるよう取り組む必要がある。</p> <p>また、女性従業員の離職防止のみならず、施設があることで新たな人材確保に資するかを今後注視する必要がある。</p>
8	その他特記事項	奨励金の支給を希望する事業主は、育児休業等を取得した男性労働者が復帰した日から起算して3か月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに申請	
9	参考URL	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/1270598738073.html	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/1277078923395.html

	27	28
都道府県名	広島県	山口県
担当部課名	商工労働局産業人材課	環境生活部男女共同参画課
連絡先	082-513-3419	083-933-2630
1 導入時期	平成18年4月 (平成21年度から現名称に変更。それ以前は「次世代育成支援資金」)	平成19年12月
2 項目	広島県仕事と家庭の両立支援資金	やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度
3 概要	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の実施に要する経費を低利で融資する(県費預託融資)。 【対象】一般事業主行動計画を策定し、かつ、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し、同計画を実施するための事業を行う中小企業者及び組合等 【融資限度額】7,000万円 【融資期間】運転資金7年以内、設備資金10年以内 【貸出利率】 ・変動金利:1.47%(保証付き)、1.77%(保証なし) ・固定金利:1.67%(保証付き)、1.97%(保証なし) ※貸出利率は、平成24年4月1日現在の利率であり、金融情勢によって変動する。	○趣旨・社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図るため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいる事業者や団体等(以下「事業者等」という。)を募集し、「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証 ○登録要件 1 男女共同参画に関する次のいずれかの取組を行っていること イ 仕事と家庭・地域生活の両立支援 ロ 男女が共に働きやすい職場環境づくり ハ 女性の能力の活用 ニ その他の働く場における男女共同参画の推進 2 法令に違反する重大な事実がないこと ○支援措置 1 広報による支援 事業者等の名称や取組内容などを、取組事例集等の作成、ホームページでの紹介、大学・高校やハローワーク等各種就職支援窓口への情報提供などにより積極的に広報する。 2 活動支援 情報紙の発行等により、男女共同参画に関する各種情報の提供を定期的に行う。あわせて、既存の県事業等を活用して、研修講師派遣等の支援も行う。 3 入札評価による支援(県内に本店を有する事業者等に限る) 県の政策入札制度の「優先指名(※)」の評価項目の一つとして、認証事業者を採用する。 ※「業務委託」に係る指名競争入札において、指名業者の2分の1以上を、県の政策課題に寄与する取組を行っている登録事業者の中から優先して指名するもの。また、予定価格が20万円を超える見積合わせでは政策入札制度の登録事業者を一者以上含める。 4 商工中金による、認証事業者を応援する優遇融資制度(運転資金・設備資金)の活用
4 申請等に必要書類	・労働支援融資申込書及び付属資料 ・添付書類 1 会社の概要及び経歴並びに登録事項証明書 2 決算書(2期分) 3 許認可等の写し(営業に関し必要な場合のみ) 4 一般事業主行動計画策定・変更届の写し 5 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録証の写し 6 資金使途が分かるもの(契約書、見積書、仕様書等) 7 その他取扱金融機関が必要と認める書類	・やまぐち男女共同参画推進事業者認証申請書 ・事業者等の概要が分かる資料 ・取組内容が分かる資料
5 実施に当たって留意・工夫した点	貸出利率について、他の県費預託融資の一般利率よりも低利の政策利率を適用した。	・どのような取組が認証要件に該当するかを分かりやすく提示するため、具体的な取組内容を例示したチェックシートを作成した。 ・本制度のPRを図るため、シンボルマークを作成し、認証事業者にシンボルマークのステッカーを配布した。 ・認証事業者を広報により支援するため、全認証事業者の名称および取組内容を県ホームページや冊子等で紹介した。
6 取組の実績・効果	平成18年度:1件 平成22年度:1件	認証事業者数:190事業者(平成23年3月末現在)
7 今後の課題	融資実績が低調であるため、積極的な広報活動による利用促進が課題である。	認証制度の更なる周知を図り、幅広い業種の事業者が認証事業者となるように取組を強化する。
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/1302508512228.html	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/support/about.html

		29	
都道府県名		徳島県	
担当部課名		商工労働部労働雇用課	保健福祉部福祉こども局こども未来課
連絡先		088-621-2347	088-621-2178
1	導入時期	平成19年5月	平成23年7月
2	項目	はぐくみ支援企業推進事業	とくしまイクメンプロジェクト
3	概要	<p>○趣旨:「女性の能力開発や就業継続に積極的に取り組む企業」や「仕事と家庭の両立支援等に積極的に取り組む企業」を県が認証・表彰するという、社会的に評価される仕組みを作ることで、企業の自主的な取り組みを促進する。</p> <p>○認証要件:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県内に本店、支店または営業所等を有し、常時雇用している労働者がいる。(個人企業や協同組合、医療法人、学校法人、団体等も含む) ・期間が2年以上5年以下の「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。 ・「一般事業主行動計画」に掲げた目標の実施に向けた取組みや対策を行っている。 <p>○支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に取り組む企業は、県知事表彰を受けることができる。 ・徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取り組みをPRする。 ・金融機関による低利融資の支援対象となる。 	<p>男性の育児参加を促進することこそ、早急に取り組むべき少子化対策であるとの認識のもと、企業等と連携し、男性の育児参画や育児休業の取得を促進する気運の醸成を図る。</p> <p>・とくしまのイクメンの募集と選定</p> <p>※「とくしまのイクメン大募集」では、イクメン「本人」に加え、イクメンをサポートする「職場や団体」の方、イクメンを見守る「県民全員」を対象としている。</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点	<p>仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに積極的に取り組む企業等を認証・表彰するとともに、様々な場所で取組内容を掲載したパネル展を開催することで、表彰企業のイメージアップに寄与しながら事業の周知啓発を行う。また、認証されると県のホームページ等で「はぐくみ支援企業」としてPRを行い、金融機関による低利融資の支援対象となる。</p>	とくしまのイクメン募集を通して、男性の育児参加・育児取得について認識が広まった。
6	取組の実績・効果	認証企業 118企業、表彰企業 69企業(平成24年3月31日現在)	男性が育児参加しやすい環境づくり
7	今後の課題	今後一層、認証企業の増加に努める。	
8	その他特記事項		
9	参考URL	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2009093000032/	

	29	30
都道府県名	徳島県	香川県
担当部課名	農林水産部農林水産総合技術支援センター普及教育課	商工労働部労働政策課
連絡先	088-621-2427	087-832-3365
1 導入時期	平成24年4月	平成23年9月
2 項目	女性のちから輝く農山漁村づくり事業	「ワーク・ライフ・バランス導入マニュアル」作成
3 概要	「徳島県農山漁村男女共同参画推進方針」に基づき、農村女性の経営や地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の推進や男女共同参画の啓発、女性の起業活動を促進するための研修会等を行う。	ワーク・ライフ・バランスの必要性や、導入の手順、課題と解決方法、先進事例等についてマニュアルとしてまとめたもの
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	平成23年度に行った「農山漁村のがんばる女性飛躍サポート事業」においては、女性の社会参画推進のための検討会及び講演等を12回、女性の経営参画のための研修会を23回行った。 また、家族経営協定締結数は、951となった。	・実際に、中小企業の経営者、人事労務管理者等のかたに、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの必要性や意義を認識していただくために、実用的な冊子を作成した。 ・そのために、県内企業の取り組み事例や、導入に向けたアクションプランの策定シート(書き込み式)のページを設けたり、よくある課題例に対する解決方法について、Q&A方式などで紹介を行う工夫を行った。
6 取組の実績・効果	家族経営協定の更なる周知を図り、締結数の増加に努める。	上記の「ワーク・ライフ・バランス導入マニュアル」を用いたワーク・ライフ・バランス導入セミナーを開催し、具体的な取り組みの推進を図った。 ・平成24年1月23日 丸亀市生涯学習センター(参加者 34名) ・平成24年1月24日 高松シンボルタワー(参加者 69名) また、同マニュアルは、県内企業あて訪問等により配布予定。
7 今後の課題		
8 その他特記事項		
9 参考URL		http://www.pref.kagawa.jp/rosei/fukushi/mark-koufu.html

	30	31
都道府県名	香川県	高知県
担当部課名	商工労働部労働政策課	地域福祉部少子対策課
連絡先	087-832-3365	088-823-9640
1 導入時期	平成18年5月	平成23年4月
2 項目	子育て応援企業表彰	子育てしやすい職場環境づくり補助金(H23) 子育て支援推進事業費補助金(H24)
3 概要	<p>・労働者が仕事と家庭を両立しながら働くことのできる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を表彰し、広く県民に広報することにより、県内企業に対して、こうした取り組みの普及促進や意識の醸成を図るもの。</p> <p>・次世代育成支援に関する法定基準を上回る一般事業主行動計画を策定した企業のうち、目標達成に向け、優れた取り組みが行われた企業を商工労働部長賞、知事賞として表彰している。</p>	<p>すべての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるため、企業等が行う従業員の子育て支援につながる事業に対する助成</p> <p>○補助対象事業 ア 子育て支援にかかる法の義務規定を超える措置についての就業規則等の整備 イ 子育て支援に関する従業員等への広報啓発や社内研修の実施 * H23は、妊産婦及び子育て中の女性のための休憩スペース等の整備や仕事に対する家族理解を深めるための職場見学等も対象</p> <p>○補助率: 1/2以内(H23は定額)</p> <p>○補助限度額: 10万円</p>
4 申請等に必要な書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点	表彰企業の社会的評価を高めたり、イメージアップが図られるようホームページや広報誌、経済情報誌に掲載する。	高知県次世代育成支援企業認証制度において、認証要件の一つとして規定
6 取組の実績・効果	平成18年度～ 商工労働部長賞受賞企業 15社 平成21年度～ 知事賞受賞企業 7社	<p>H23年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援にかかる法の義務規定を超える措置についての改正(15) ・子育て支援に関する広報啓発や社内研修の実施(1) ・妊産婦及び子育て中の女性のための休憩スペース等の整備(4)
7 今後の課題		子育てしやすい職場環境の充実に向けて、高知県少子化対策推進県民会議や関係課等と連携した取組が必要
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.kagawa.jp/rosei/fukushi/mark-koufu.html	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060501/kosodatesienn-youkou.html

	31	32
都道府県名	高知県	福岡県
担当部課名	商工労働部雇用労働政策課	新社会推進部男女共同参画推進課
連絡先	088-823-9763	092-643-3391
1 導入時期	平成19年4月	平成14年4月
2 項目	高知県次世代育成支援企業認証制度	福岡県男女共同参画表彰
3 概要	<p>○趣旨 男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認証する。</p> <p>○認証要件 次の要件すべてを満たす企業を認証 (1)次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること。 (2)5年以内において、男性の場合は1か月以上、又は女性の場合は6か月以上にわたる育児休業取得者の実績があり、かつ取得者が申請時に在職していること。 (3)労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に沿った就業規則又は労働協約を規定していること。 (4)法令を上回る育児休業制度の設置などの取組を行っていること。 (5)3年以内において、関係法令に違反する重大な事実がないこと。</p> <p>○支援措置 ・県ホームページで紹介など積極的な広報 ・中小企業を対象とした県融資制度 ・県建設工事競争入札参加資格審査における加点 ・商工中金高知支店が実施する「高知県次世代育成支援企業ローン」の利用要件</p>	<p>「第3次福岡県男女共同参画計画」に基づき、社会における女性の活躍や、困難な状況にある女性の自立支援につながる実践的な活動を積極的に促進していくため、具体的な活動内容に着目し、3つの活動部門で表彰を実施。 候補者は、自薦、他薦を問わず募集。</p> <p>1 表彰の対象者 福岡県民又は福岡県内の団体、企業(事業所を含む)</p> <p>2 表彰の内容 ア「社会における女性の活躍推進部門」 社会・経済活動における指導的立場への女性の進出をはじめ、多様な分野で女性が活躍できるよう実践的・積極的に支援、推進している活動 イ「困難な状況にある女性の自立支援部門」 母子家庭の母親や配偶者からの暴力被害女性など、困難な状況にある女性の精神的・経済的自立を実践的・積極的に支援している活動 ウ「女性の先駆的活動部門」 女性の進出が少ない分野等に果敢に挑戦し、先駆的な功績により広く社会的な影響を与え、今後の先導性が期待される活動</p>
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点		実践的な活動を積極的に促進するため、平成23年度から部門の見直しを行い、具体的な活動に着目して、「社会における女性の活躍推進」、「困難な状況にある女性の自立支援」、「女性の先駆的活動」の3つの活動部門で表彰することとした。
6 取組の実績・効果	<p>認証企業数 平成24年3月31日現在 88社 (内訳)H19年度 21(22)社 H20年度 11(14)社 H21年度 15社 H22年度 14社 H23年度 27社 ※()は当初認定した事業数</p>	<p>○平成14年度から平成22年度までの受賞者 企業賞 18件 団体賞 18件 県民賞 18件</p> <p>○平成23年度の受賞者 社会における女性の活躍推進部門(2件) 困難な状況にある女性の自立支援部門(1件) 女性の先駆的活動部門(3件)</p>
7 今後の課題	<p>・制度の周知及び認証企業の増加 ・有効期限の検討 (有効期限については3年間としているが、更新時に企業の取り組みが後退していても、過去5年以内に育児休業取得者の実績がなければ、更新できないため)</p>	効果的な制度の周知・広報、表彰対象者の発掘
8 その他特記事項		表彰式を、毎年、福岡県男女共同参画推進条例で定める「男女共同参画の日」(11月第4土曜日)に実施し、広く周知することにより、県民の男女共同参画に向けた取組を促進している。
9 参考URL	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/jisedaininshouseido-index.html	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a05/danijohyosvou2011.html

	32	33
都道府県名	福岡県	長崎県
担当部課名	新社会推進部男女共同参画推進課	福祉保健部こども政策局こども未来課
連絡先	092-643-3391	095-895-2681
1 導入時期	平成24年4月	平成18年4月
2 項目	ふくおか女性いきいき事業	ながさき子育て支援表彰
3 概要	<p>地域や企業など様々な分野の責任ある立場(指導的地位)で活躍する女性の人材育成を進めるとともに、目標となる先駆者(ロールモデル)を発掘・紹介し、後に続く女性を増やすため、下記の取組みを実施。</p> <p>(1)ふくおか女性いきいき塾の開催(指導的地位で活躍する女性の人材育成)</p> <p>① 対象 地域や企業等で、リーダーとして活躍が期待される女性 30名程度 ② 開催時期・回数 7月～翌年2月 全10回程度 ③ 内容 ・ 少人数のグループに分かれて、塾生自らに関わりのある課題を設定し、課題解決に向けた研究やフィールドワークを実施。 ・ 各分野の第一線で活躍している女性先駆者、有識者を講師として講義・ディスカッションを実施。 ・ 修了者を地元市町村や企業等に紹介し、積極的活用を要請等</p> <p>(2)いきいきと活躍している女性(ロールモデル)の発掘・紹介</p> <p>① 対象 地域活動のリーダーや企業で活躍している女性など、ロールモデルにふさわしい女性 ② 内容 福岡県男女共同参画センター「あすばる」のホームページや情報誌で紹介するほか、県内各地でロールモデルによるパネルディスカッションを開催し、その活動内容や経験等を広く紹介する。</p>	<p>社会全体で子育てを支援する機運を醸成するため、子育て支援に功績のあった個人や団体を表彰する「ながさき子育て支援表彰」を行っている。その種別の中に「子育てと仕事の両立支援企業表彰」を設けている。(2社程度 賞状・記念品)</p> <p>【表彰基準】</p> <p>①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局へ届け出ていること。 ②従業員のため、仕事と子育ての両立支援を行う制度を導入し、かつその制度が実際に利用されている企業。(育児・介護休業法の義務規定を超える育児休業制度、勤務時間短縮等の措置、又は看護休暇制度や同法に規定のない独自の子育て支援措置の実施など) ③県税の滞納がないこと。 ④過去において、同活動で知事表彰以上の表彰を受けていないこと。</p>
4 申請等に必要書類		<p>・推薦(自薦)調書 ・写真(カラー):制度利用の状況がわかるもの ・新聞等切抜:制度が新聞、雑誌などで紹介された場合その写し ・制度の成果:制度が利用されたことを確認できる出勤簿などの写し ・労働協約、就業規則等の写し:活動の参考になるその他の資料など ・社内広報誌等:制度周知のため、従業員に対し広報したものなど ・その他:その他参考になる資料等</p>
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>・ふくおか女性いきいき塾は、年間を通じて、講義や討議、パネルディスカッション、そしてフィールドワークを組み込んだ課題研究など、実践的・総合的な内容とした。 ・ロールモデルとふくおか女性いきいき塾生との交流会開催など、ネットワークづくりにも配慮し、後に続く女性を増やすこととしている。</p>	
6 取組の実績・効果		<p>○表彰企業 平成18年度:2社 平成19年度:2社 平成20年度:1社 平成21年度:2社 平成22年度:3社 平成23年度:1社</p>
7 今後の課題	塾生募集のためのPR活動、ロールモデルの発掘方法	制度の周知および企業の取組促進
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.asubaru.or.jp/seminars/detail/260	http://www.pref.nagasaki.jp/child/hyosho/index.html

	33	34
都道府県名	長崎県	熊本県
担当部課名	産業労働部雇用労政課	健康福祉部子ども未来課
連絡先	095-895-2714	096-333-2225
1 導入時期	平成14年4月	平成18年10月
2 項目	就業規則アドバイザーの派遣	くまもと子育て応援の店・企業推進事業
3 概要	<p>中小企業に雇われている人が育児・介護休業を取りやすい職場環境を整備するため、就業規則アドバイザー3名(社会保険労務士)により、中小事業所への就業規則の作成と改正の訪問指導を行う。</p>	<p>・子育てを応援する県内の企業、店舗などを登録して、それを県が広くPRすることで、地域ぐるみや社会全体で子育てを支援する気運を高める ・応援内容は、3種類あり、そのうち「子育て従業員応援団」は、企業等が従業員の子育て環境を整備し、仕事と子育ての両立を支援する</p> <p>(参考) ・子育てとくく応援団:「就学前の子ども連れの家庭」を対象に、料金の割引、特典などのサービスの提供をするもの ・子育てあつたか応援団:子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えコーナーなどの無償提供によるお出かけしやすい環境の整備や本事業の広報などの支援を行う</p>
4 申請等に必要書類		応援団入団申込書
5 実施に当たって留意・工夫した点	<p>(財)長崎県勤労者福祉事業団が行っている「就業規則作成・改正支援事業」(県内の中小企業事業主が労働条件を向上させるため就業規則の作成や改正を行った場合、必要な経費の一部を助成する事業【助成限度額:対象経費総額の1/2 限度額:10万円)と併せて行うことにより、就業規則の作成・改正をより効果的に促進させる。</p>	<p>登録企業等に登録証やステッカーを配付し、事業所等に掲示してもらったり、登録企業等を専用HPや冊子等で広くPRすることで、当事業の認知度を高め、登録企業等が子育て支援に積極的であるというイメージアップに繋げている。 また、中小企業向けの県の制度融資の条件の一つに「子育て従業員応援団」登録を掲げている。</p>
6 取組の実績・効果	<p>育児休業にかかる就業規則作成・改正事業所数 平成14年度:456事業所→平成23年度:1,744事業所(累計)に増加</p>	「子育て従業員応援団」登録数:766件(団体)(平成24年3月末現在)
7 今後の課題	<p>平成24年7月1日より改正育児・介護休業法が全面施行されたことから、育児・介護休業をとりやすい職場環境の整備のため、就業規則作成・改正について中小企業の一層の取り組みを促進することが必要である。</p>	<p>当事業に対する企業等への認知度をさらに高め、登録数を増加させるとともに、一般の方への認知度を高める必要がある。</p>
8 その他特記事項		「子育て従業員応援団」の応援内容の確認については、商工観光労働部労働雇用課で行っている。
9 参考URL	http://www.pref.nagasaki.jp/rousei/syugyokisoku/kisoku5.html	http://portal.kumamoto-net.ne.jp/kosodate-ouen/

		34	
都道府県名		熊本県	
担当部課名		健康福祉部子ども未来課	環境生活部 男女参画・協働推進課
連絡先		096-333-2225	096-333-2287
1	導入時期	平成20年3月	平成14年6月
2	項目	パパ手帳作成・配布	熊本県男女共同参画推進事業者表彰
3	概要	父親の育児参加に関する県民の手引きとして父親向け育児情報冊子(パパ手帳)を作成、配布し、子育て情報や子育ての楽しさを発信しつつ父親の育児参加を促す。	<p>○概要 男女共同参画の取組を積極的に行っている事業者(企業・団体)を募集し、選考委員会で被表彰事業者を選定して知事が表彰する。その後県民及び他の事業者に対する啓発となるよう、被表彰事業者の取組を県の広報誌やホームページ、テレビ、ラジオ等で広く紹介する。</p> <p>○特徴 次のような取組を積極的に行っている事業者を対象とする。 ①職場における男女共同参画推進のために積極的に取り組んでいる事業者(例) ・管理職への女性の積極的登用 ・女性人材の育成 ②従業員等の仕事と家庭の両立を支援するため、独自の制度を設けている事業者(例) ・育児・介護休業制度の拡充 ・事務所内託児所の設置 ・子育て支援制度の導入 ③その他、男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者(例) ・セクハラ防止 ・男女共同参画の視点による意識や職場の改善</p>
4	申請等に必要な書類		応募用紙
5	実施に当たって留意・工夫した点	父親向け育児情報冊子(パパ手帳)を各市町村の母子手帳配布時に併せて配布し、父親の育児に関するさまざまな子育て支援や相談窓口の情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・募集にあたって、応募用紙の付いたチラシを作成し、地域振興局、市町村、労働局等の他、県内の商工団体、医師会等11団体にチラシの配付依頼を行った。そのうち9カ所については、本課職員が出向き、事業の趣旨説明を行った。 ・また、事業者対象の各種研修会の場を利用して、チラシを配付した。県のホームページについては、定期的に更新し、県民の目に触れやすいように配慮した。(団体に出向いて説明することやチラシを配付することも啓発になっている)
6	取組の実績・効果	年に3回ほど、他県よりパパ手帳について情報提供の依頼があり、冊子を送付するなど、協力を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度男女共同参画推進事業者表彰受賞事業者 ・応募数 5 ・表彰受賞数:2 ※平成14年度～23年度まで57事業者からの応募があり、33事業者を表彰している ・県内の多くの事業者にむけて、男女共同参画推進の啓発の機会となっている。過去受賞者へ受賞後の取組の状況についてアンケート調査を行い、その回答結果を県ホームページにおいて広く県民に紹介している。
7	今後の課題	当事業に対する一般の方への認知度をさらに高めていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業者が少ないというのが例年の課題である。さまざまな広報活動を行っているが、まだまだこの事業について知らないという県民も多い。 ・本事業を通して、男女共同参画社会づくりに関する県民及び事業者の関心と意欲を高め、県全体の男女共同参画社会の気運づくりに資する取組となるためにも、広報活動をどう展開するかが今後の課題である。また併せて事業者にとって積極的な応募の動機付けとなるような受賞後の広報活動を展開する必要がある。
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/134/jigyosyahyosyo-kakojyusyo.html

		35	
都道府県名		大分県	
担当部課名		生活環境部 大分県消費生活・男女共同参画プラザ	福祉保健部こども子育て支援課
連絡先		097-534-2039	097-506-2712
1	導入時期	平成18年5月	平成23年9月
2	項目	大分県男女共同参画推進事業者顕彰	男性の子育て参画の推進
3	概要	<p>○趣旨：男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者を知事が顕彰し、その功績を称えることにより、男女共同参画社会づくりに関する県民及び他の事業者の関心と意欲を高め、もって本県における男女共同参画社会の形成の促進に資する。</p> <p>○対象者</p> <p>1 女性の登用や職域拡大に努めるなど、職場における男女共同参画推進のために積極的に取り組んでいる事業者</p> <p>2 事業所で働く従業員等の職業生活と家庭・地域生活との両立支援をするため、独自の制度を設けるなど、積極的に取り組んでいる事業者</p> <p>3 男女がともに安心して、いきいきと働くことができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を対象者とした。</p>	<p>・平成23年度 大分県パパの子育てステップアップ事業 「男性の子育て参画日本一」を目指し、男性の子育て力の向上と父親同士の交流を促進するとともに、子育て参画意識の向上を図る。</p> <p>1 地域「おおいたパパくらぶ」の実施 就学前児童のいる父親を対象とした参加者提案型の講座を県内3か所で開催(各6回講座)</p> <p>2 「男性の子育て参画日本一フォーラム」 社会全体で男性の子育てを応援する機会を高めるためのフォーラムを開催</p> <p>3 男性の子育て参画推進にかかる広報・啓発 「パパの子育て応援月間」(8月)を中心に、男性の育児休業等体験記の募集やラジオスポット放送等を通じ、男性の子育て参画の機運を醸成</p>
4	申請等に必要書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		<p>・より興味を持ってもらえるよう、第4～6回目の講座は、参加者の提案による内容とした。</p> <p>・多くのパパ達に参加してもらえるよう、広報を工夫した。 (子育てフリーペーパー、新聞、県・市町村報、地域子育て支援拠点、保育所、図書館等)</p> <p>・参加者が気軽に楽しめる内容を工夫した。(絵本の読み聞かせ、わらべうた等)</p>
6	取組の実績・効果	<p>平成20年度：3件 平成21年度：4件 平成22年度：5件 平成23年度：3件</p>	<p>・地域「おおいたパパくらぶ」(パパ講座)</p> <p>・県内3ブロックにおいて、開催地の市町村と共催で実施(23年7月～12月 各6回講座)</p> <p>・27～48歳の父親 計69名が参加した。</p> <p>・「男性の子育て参画日本一フォーラム」(開催市と共催)</p> <p>・絵本の読み聞かせとえほんうたのライブを行った(24年2月5日)。参加者 約150名</p> <p>・「おおいたパパくらぶ」メンバーも、イベントの開催に積極的に取り組んだ。</p>
7	今後の課題	対象となる事業者の拡大	「男性の子育て参画推進」の機運を身近な地域に定着させていく。
8	その他特記事項		
9	参考URL		

		35	36
都道府県名		大分県	宮崎県
担当部課名		商工労働部労政福祉課	商工観光労働部労働政策課
連絡先		097-506-3327	0985-26-7106
1	導入時期	平成22年4月	平成18年8月
2	項目	認定企業創出モデル事業	仕事と家庭の両立応援宣言
3	概要	<p>男性の子育て支援を後押しするため、男性の育児休業に取り組む企業への奨励金の支給やアドバイザーの派遣により、モデル企業を創出する。</p> <p>①WLB推進アドバイザー(社会保険労務士)の派遣 ②男性育児取得者への奨励金(各3万円) ③男性の所属企業への奨励金(各社20万円)</p>	<p>○趣旨:企業、事業所のトップの方に、従業員の仕事と家庭の両立ができる「働きやすい職場環境」づくりの具体的な取組を宣言してもらう制度</p> <p>○支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業労働施策アドバイザーの優先的な派遣(就業規則の見直し、社内研修の講師など) ※「中小企業労働施策アドバイザー」とは、県が委嘱した労務管理に関する専門家(社会保険労務士)。事業所等を訪問し、労務管理に関するアドバイスや個別相談を無料で行う。 ・企業PR 県広報誌等で紹介するほか、県立図書館で宣言書の展示を行う。
4	申請等に必要な書類		
5	実施に当たって留意・工夫した点		<p>一般事業主行動計画を策定している場合は、これを県庁ホームページで公表する。また、登録企業が託児所等を設置する際は、県の中小企業融資制度の利用対象となる。</p>
6	取組の実績・効果	平成22年度、23年度:各5社	<p>・平成24年5月1日現在の登録企業件数は286件と、年々順調に増加している。</p> <p>・登録企業を対象に毎年行っている取組状況調査では、「トップの意識改善につながった」、「働きやすい職場になっている」等、宣言の効果を実感する声があがっている。</p>
7	今後の課題	男性育児休業への理解が低く、応募数の拡大が見られない。	<p>登録企業に業種や地域の偏りがある。</p> <p>また、年々登録件数は増加しているものの、県内全企業数に対する登録企業数の割合は低く、十分とはいえないため、より広い制度の周知を図り登録を促進する必要がある。</p>
8	その他特記事項		
9	参考URL		http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shoukou/rodo/ryourisu1.html

	37	38
都道府県名	鹿児島県	沖縄県
担当部課名	商工労働水産部雇用労政課	環境生活部平和・男女共同参画課
連絡先	099-286-3014	098-866-2500
1 導入時期	平成20年7月	平成6年
2 項目	かごしま子育て応援企業登録制度	人材情報提供事業
3 概要	<p>○趣旨: 共働き世帯が増加する中、男女ともに仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、県において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、広く県民に紹介することで社会的に評価される仕組みを作り、県内企業の子育て支援に対する自主的な取り組みを促進する。</p> <p>○登録要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法第12条に規定する一般事業主行動計画をいう。)を策定した旨を、都道府県労働局に届け出ていること。 2 一般事業主行動計画に定めた内容を、県において公表することについて同意していること。 3 過去3年間に於いて、法令に違反する重大な事実がないこと。 	<p>沖縄県内外の各分野で活躍している女性に関する情報を収集、登録し、県、市町村等に提供することにより、各種審議会等への女性の登用促進や、諸活動への女性の参画の促進を図ることを目的とする。</p>
4 申請等に必要書類		
5 実施に当たって留意・工夫した点		<p>県内外の各分野で活躍する女性の情報をデータベース化しホームページで公開している。 また、居住市町村、専門分野、資格・免許等の情報も公開し利便性が向上するよう努めている。</p>
6 取組の実績・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・労働セミナーや県ホームページ・県広報誌等による制度案内、募集、取組内容の紹介 ・ポスター・募集チラシの作成 ・取組内容紹介リーフレットの作成 ・企業の個別訪問 ・登録企業数: 124社(平成23年度末) 	<p>県内市町村や関係団体等から登録している女性に関する情報提供依頼があることから、審議会等への女性の登用に寄与していると考えている。</p>
7 今後の課題	<p>制度のより一層の普及推進を図り、「かごしま子育て応援企業」の増加に努めるとともに、広く県民に紹介することで、県内企業の子育て支援に対する自主的な取り組みを促進する必要がある。</p>	<p>データベースの更新及び人材の発掘、事業の広報</p>
8 その他特記事項		
9 参考URL	http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/ouenkigyou/index.html	http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/heiwadanio/danio/17502.html

		38
都道府県名		沖縄県
担当部課名		商工労働部労政能力開発課
連絡先		098-866-2366
1 導入時期		平成23年4月～(認証制度は平成19年10月から開始)
2 項目		沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
3 概要		<p>○趣旨:県内の企業へ社会保険労務士を派遣し、助言・指導等を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスの啓発に係る周知・広報等を行う。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労働局に届け出ており、かつ、仕事と生活の調和を実現するための制度・実績があると認められる企業を県が認証・登録する制度として、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証」も行っている。</p> <p>○認証要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う法人であること(公共団体、公企業を除く)。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、沖縄労働局に届け出ていること。 ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現のため、法を上回る労働条件等の整備を行っていること
4 申請等に必要書類		認証要件を満たしていると証明される資料(行動計画の概要など)
5 実施に当たって留意・工夫した点		<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県は、これまで仕事と生活の調和に配慮した働きやすい職場環境の整備を実現するため、国との共催で開催するセミナー等によりワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を図ってきた。 ・平成19年10月には「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を創設し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を社会的に評価する取り組みを行ってきた。 ・しかしながら、認証企業数は平成22年9月時点でわずか19社で、制度創設時の目標数をはるかに下回っている状況であったため、更なる取組促進に向けた積極的かつ効果的な事業展開を目指し、企業への相談・支援事業を新たに創設した。
6 取組の実績・効果		<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催(一般県民及び企業経営者向け) ・社労士による法令講座の実施(企業向け) ・その他取り組み事例集やリーフレット作成、新聞掲載等による周知・広報 <p>・平成19年10月から現在までの認証企業数:29社</p>
7 今後の課題		労働者の仕事と生活の両立に配慮した職場環境の整備は、企業経営者の意識によるところが大きいことから、地道な周知・啓発活動が必要となるため、実現までに時間を要する。
8 その他特記事項		
9 参考URL		http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/fukushi/work_life_balance.html